

会報

第63号

国立大学協会

昭和49年2月

会 報

(第 63 号)

目 次

- 自然史研究の発展と大学附属博物館の役割……………渡辺武男 (3)

A 事業報告

- 1 諸会議議事要録……………(7)
 - (1) 理事会(48.10.31)……………(7)
 - (2) 理事会(48.11.15)……………(13)
 - (3) 理事会(48.12.12)……………(15)
 - (4) 大学運営協議会・理事会合同会議
(48.11.15)……………(17)
 - (5) 第53回総会(第1日)(48.12.12)……………(21)
 - (6) 第53回総会(第2日)(48.12.13)……………(27)
 - (7) 第20回事務連絡会議(48.12.14)……………(32)
 - (8) 第1常置委員会(48.11.7)……………(40)
 - (9) 第2常置委員会・入試期特別委員会
合同会議(48.12.11)……………(42)
 - (10) 第5常置委員会(48.12.11)……………(45)
 - (11) 第6常置委員会(48.12.11)……………(46)
 - (12) 大学運営協議会各研究部会合同会議
(48.11.13)……………(50)
 - (13) 西独学長招待準備委員会(48.12.11)
……………(51)
- 2 諸会合……………(53)
- 3 第53回総会国立大学協会事業報告
書……………(54)

B 要望書

- 1 昭和49年度予算に関する要望書につい
て(48.12.13)……………(60)
- 2 国立大学における教育研究に必要な石
油、電力等確保に関する要望書につい
て(48.12.19)……………(60)

C 資料

- 1 昭和48年度国立大学入試改善調査研究
の実施事業計画書(48.6)……………(63)
- 2 大学卒業予定者のための就職推薦選考
開始時期等について(48.11.16)……………(64)
- 3 旭川医科大学および筑波大学の国立大
学協会加入に伴い、理事及び監事総会
互選要領その他関係規則の一部改正に
ついて(48.12.12)……………(67)
- 4 国立大学協会会費の基準改正
(48.12.12)……………(67)
- 5 学生の正課中における災害事故対策の
アンケート集計(48.9)……………(68)
- 6 「国立大学教官等の待遇改善に関する
報告書(案)」回付について(48.12.21)
……………(70)
- 7 石油製品の確保について(48.12.28)……………(70)
- 8 昭和49年度文教関係税制改正
について……………(71)

D その他

- 1 学長・役員・委員等の異動について……………(74)
- 2 寄贈図書……………(74)
- 3 窓
 - メラトニンの分解酵素について……………(61)
 - 明治はじめの生きた資料……………(62)
 - 核酸およびピリジンヌクレオチド分
解系酵素阻害物質の発見……………(72)

自然史研究の発展と大学附属博物館の役割

渡 辺 武 男

自然保護や環境保全の問題が論議されるなかで、われわれの周囲をとりまく自然の環境は、どのように深く理解されているだろうか。自然の生立を研究する自然史科学は地味なフィールドワークを伴う労力のいる学問である。だが、巨大科学や、工業技術の蔭になって、今こそ地道に続けなければならない自然史の研究は、余りにもなおざりにされているように思える。過去に細々と続けられた研究資料や標本などでさえも保存が悪く失われていくように思われる。

先人が収集し、記録し、記載した自然についての研究資料の中には、再び得ることのできないものも少なくない。全く不用と思われるような古い資料から新しい考察が生れてくる可能性も少ないので自然史研究分野では、こうした研究資料を散逸しないように特別な注意を払わなければならない。環境科学や生態学などが重視されている今日でも、地味な自然史研究については、教育・研究の面ともに助成がおくれ勝である。激しく進歩発展していく自然科学の諸分野の中で、自然史研究が独りとり残されて行くように見えるのは淋しい。ある研究分野を発展させることはその分野の研究者自身の責任であろうが、後継者の養成、教育のし易さ、研究資料の活用など、施設と経費を要する部分は、その時代の文教施策の影響をうけることが少ない。

たとえば、野外調査研究実習、旅費、試料、標本などの採集、運搬費の問題は、制度や規則にしばられて十分に解決されていない。とくに目立つのは、研究資料や標本を整理・保存し、活用する場の問題である。

外国の大学に極めて普通に存在しているが、日本では殆ど見られないのは大学に附属した研究博物館である。ここではとくにこの問題をとりあげて見たい。

わが国では、余り役にたたなくなつたものを「博物館行き」と表現することがあるくらいで、多くの人々は博物館を研究の場と考えていないようだ。博物館は社会教育のための展示場であるというイメージのみが強い。しかし博物館の真の姿は、そのようなものでない。豊富に集められた資料を利用して、一般の教育に役立たせるだけではなく、そこで、新しい研究を行なうのが、真の博物館の姿である。博物館はつねに研究の場でなければ生々としてこない。

日本に古くから科学博物館があった。これが標本貯蔵、保管的存在から脱皮して、最近漸く研究を行なう場に変化してきた。日本学術会議が自然史科学研究センターを共同研究の場としてつくるよう政府に勧告したことが契機となった。

しかしながら、国立科学博物館の設置の目的には、社会教育のための展示が大きく含まれている。その中には、自然史部門の外に、理工学部門も含まれているので、改組にあたって学術会議が要望した内容をその儘の形で取り入れることはできなかった。その後国立科学博物館の研究面は次第に強化

されて、自然史科学研究の場として重要な役割を果たすようになったことは喜ばしい。しかし、日本学術会議が希望した共同利用研究所の性格はまだないし、大学院との連絡も正式にはできていない。

自然史科学の分野で強く要望しているのは、この分野の研究を維持するために、さらに発展させるために、次の世代の研究者を養成することを含む研究機関の設立である。大学院制度をとり入れるためには、いくつかの大学に研究博物館の性格をもった自然科学研究センターとか研究資料館を設置することも考えられる。これに関連した外国の大学の状況はどのようなであろうか。欧米の諸大学では自然史科学系統の教室には、博物館的施設が附置されているのが普通である。たとえば、Berlin 大学では、戦前から自然科学博物館につづいて地学・生物学関係の教室があった。博物館の活動は、教室の教育と研究に密接な関係があった。博物館は勿論公開もされていた。したがって、この博物館は、ただの研究資料やタイプスペシメンを保存するための倉庫ではなく、博物館の研究者は、教育と展示の両面で、積極的に活動を続けていた。

戦後、ドイツの大学は次第に復活し、Berlin 大学に劣らぬ立派な附属博物館をもつところが多くなった。英国のケンブリッジ大学・フランスのソルボンヌ大学・パリ鉱山大学等でも、それぞれその大学の特色をもった附属自然科学博物館があって、それらは大学の専門教育や研究と一般社会教育の面でも大いに役立っている。

ひるがえって日本の大学の現状はどうであろうか。古い歴史をもつ東京大学には、明治初年、創立の頃、地質学や生物関係の教室には規模の大きな博物館的資料室が存在していたらしい。その後教室の移転や大型研究機器などの導入によって、研究資料や標本は次第に廊下などに押し出されてしまった。教室の改築、移転の度毎に、大学の疎開・紛争もこれに拍車をかけ研究資料散逸の傾向が強くなり、自然史研究関係の教室の混乱はとくに目立ってきた。こんな状態が相当長く続いたあとで、1966年4月に漸く、各研究分野の要望が理解されて、全学的支持をもうけて、学内共同教育研究施設として、東京大学総合研究資料館が設立された。これは実質的には欧米の大学附属博物館 (The University Museum) に相当するものである。現在この施設には、地質古生物・岩石・鉱床・鉱物・鉱山・地理・動物・水産・植物・森林植物・薬学・人類・先史・考古・医学等の諸部門が置かれ、さらにイラク、イランやアンデス関係の学術調査団の採集発掘した資料もおさめられている。しかし、ここは単なる資料倉庫ではない。各分野の研究と教育の場であってそれぞれの教室と直結している。また、ちがう分野との総合研究を行なう場ともなっている。館内の展示室は各分野で交代に使用され、特別展示は、半公開的である。したがってこの資料館は博物館的機能をももっていると思う。勿論この資料館は発展途上の状態にあり、今は研究員として2名の助教授、6名の助手がこの館に配置されているのみで規模は小さい。しかし、これらの研究員は5年任期で各分野の研究者養成には、大きく役立っているものと思う。漸く東大に唯一、できた。

このような University Museum は図書館とは多少性格が異なるが、全学共同研究教育施設として全学的なものでありまた、大学の社会への窓口的存在を示すもので存在の意義がある。私は今後各大学にこのようなものが定着していくことをつよく願っている。

最後に、特殊な大学附属の博物館の例として、秋田大学鉱山学部の鉱業博物館の内容と現状をこの

機会に紹介しておきたい。

秋田大学の鉱山学部は、全国唯一の存在である。その前身は秋田鉱山専門学校であって、そこには鉱物、地質に関する立派な列品室があった。1941年、これは不幸にも焼失した。1951年に新制大学の鉱山学部が発展すると共に、県からの資金援助によって列品室は復興されて「鉱山博物館」として再開された。1952年には国立博物館として漸くその存在が公に認められた。

1961年は、秋田鉱専の設立から50周年にあたり、卒業生、在學生、教職員と各方面の寄附で、現在の建物をつくりあげ、「鉱業博物館」と名付けられ、1965年、全施設は国に寄附されて現在の秋田大学鉱山学部附属鉱業博物館となった。

ここには専任の研究員はまだない。一般に公開されているので通常の博物館的要素が強い。しかし、その展示内容は、鉱山学部の教室が苦心して常に新たにしているので、大学の教育にも大いに役立っている。できればこれが、研究博物館として、さらにさらに発展していくことを切に望んでいる。

(筆者 秋田大学長)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和48年10月31日(水) 13時~18時

場所 国立大学協会会議室

出席者 林 会長

前田副会長

丹羽, 白淵, 加藤, 石原, 相磯, 宮島

都留, 桜場, 釜洞, 小島, 山岡, 池田

黒田, 外山各理事

広根第3常置委員長

博田, 戸田各監事

林会長が所用により出席が遅れたため、前田副会長が代って開会を宣し議事に入った。

<議事>

初めに都留理事(第6常置委員長)より、本日は緊急な用務を控えている関係で中座しなければならないので、最初に第6常置委員会関係の事項について先議をお願いしたいと要望があり、前回(8月8日)協議された「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」について、その取扱いの問題の提議があった。

◎ 「国立大学教官等の待遇に関する報告書(案)」について

初めに都留理事より、この報告書(案)が作成されるに至った経緯については前回にも説明したが、十分な理解を得るために過去の議事録からの抜粋によってこの経過を整理してみた、と別紙資料<「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」作成の経緯について>の提示があり、これに基づいて経過の説明を行なうとともに、この報告書(案)の処理に

ついて早急に結論を出して頂きたいと要望があった。

これについて前田副会長より、前回の8月8日の理事会では、この問題はこれに関係のある第1常置委員会および第1、第2研究部会等と一緒に検討するという結論となっていたが、その後の関係委員会等の状況はどうなっているかと尋ねられた。

これに対して宮島理事(第1常置委員長、第2研究部会長)より次のように説明があつた。

前回の理事会以後第1常置委員会、第2研究部会としてはまだ検討は進んでいない。しかしこの待遇改善案に盛り込まれている職階制、業績評価等の問題については、いわゆる「新講座制」の問題と関連してこれまで討議してきたが、これを実施に移した場合の問題についてはいろいろ意見があつて、現在の段階で結論を出すことは極めてむずかしい状況にある。そのような事情から、今急いで検討することになっていないのが第1常置と第2部会の状況である。理事会ではこの問題については関連委員会等で検討を進めるということになっているが、第1常置では実施上の結論は早急にはむずかしいということである。また、この問題についての第6常置との合同会議ということも、一方は待遇改善の一連の案として職階制、任期制等の問題が出されており、他方はこれを研究・教育の観点から考えているので、仲々むずかしい点がある。

これに対して都留理事より次のように述べられた。

国大協として責任をもって提案するとなれば関連委員会等との調整が必要だが、第6常置の給与小委員会の案として検討資料ということでこれを各大学に配布することはできないか。どうしても調整が必要ということならば、その作業を急いでほしい。

このあと、主に次のような意見の交換があった。

- この改善案は新しい考え方として今後検討して行きたいが、これを実施に移す場合のことを考えるといろいろ問題があり、相当の期間の検討が必要である。
- 関連委員会等の結論が出ないとこの問題は進められないということになると、当分この案は出せないことになる。そうなれば何らかの形でこれを照会する方法はないかという問題となる。
- 問題が大きいため拙速で実を結ばないようなことになってはいけないので、今の所は検討を促進するということがよいのではないか。

このほか、これまでの審議の経緯や進行の状況、また照会の手続上の問題等について種種論議が交されたが、結局、関連委員会等における検討を促進し、その意見をまとめることを進め、その意見によってこの改善案がアンケートできるように調整されれば各大学に照会することとし、もし調整できない場合にはこの案の扱い方について改めて検討するという事になった。

以上でこの問題の審議を終り、ここで議長の交代が行なわれ、林会長が議長となり、最初に理事の交代について次のとおり紹介があった。

東京工業大学 (旧)加藤六美 (新)川上正光

I 会務報告

(1) 信州大学の大学葬について

去る9月8日信州大学において池田前学長の大学葬がとり行なわれたので、当日は芦田名古屋大学長に代つて出席を願い、国立大学協会としての会長弔辞を捧呈した。

(2) 要望書の追認について

(ア) 大学図書館の振興についての昭和49年度予算に関する要望書について

このことについては、去る6月開催の第52回総会において要望書を提出することの了承を得、その作案について図書館特別委員会に一任されたが、その後別紙(資料3)の成案を得たので、去る9月6日谷口図書館特別委員会委員長、谷田、今井両委員が要望書を持参し、文部省、大蔵省の関係官に要望した。

(イ) 昭和49年度予算に関する要望書について

このことについても、過般の総会において了承を得、その作案は会長および第6常置委員長に一任されたが、その後第6常置委員会において別紙(資料4)の成案を得たので、去る10月4日に会長、第6常置委員長および宮島理事が、大蔵省相沢事務次官、橋口主計局長、辻同次長、さらに文部省村山事務次官等に面談して要望書を提出して懇談した。なお、行政管理庁に対しても、去る10月16日都留第6常置委員長と宮島理事が平井行政管理局長を訪ねて要望した。

以上のことはその都度文書をもって取敢えずご報告したが、この際改めてご追認を願いたい。

(3) 文部省幹部との懇談について

去る10月3日奥野文部大臣よりの招待があったので、会長、両副会長、宮島、都留、相磯各理事および谷田第2常置委員長、鶴田事務局長が、奥野文部大臣、村山次官、木田、安嶋両局長等の文部省幹部と懇談し、昭和49年度予算、入試改善その他当面の大学問題について意見交換を行なった。

(4) 会長宛要望書について

前回の理事会（8月8日）以後各団体、会議等から会長宛提出のあった要望書等は「資料5」のとおりである。それぞれ関係委員会に送付したのでよろしくお取計らい願いたい。

II 協議

(1) 当協会副会長の互選について

会長より、加藤副会長の退任に伴う副会長補充のための互選を行なうことにしたいと述べられ、ついでその選挙の要領について次のことを諮り、了承された。

副会長は当協会会則（第20条2項、4項）に基づき理事の投票により互選するが、

- ① 前例により単記（大学名）無記名の方法で投票を行ない、過半数の得票者をもって当選者とするごとくしたい。
- ② なお、過半数の得票者がいない場合は、上位3名について再投票を行ない、過半数得票者をもって当選者とするごとくしたい。
- ③ 従来、副会長のうち1人は旧総合大学、1人はその他の大学という慣行があったが、この慣行に従って行なうこととした。
- ④ 開票は両監事をお願いすることとした。

これに続いて鶴田事務局長より、理事の定数は21名であるのでその過半数は11名とな

る。本日出席の理事は16名であるのでその過半数は9名となる、との補足説明があった。

このあと投票に移ったが、第1回の投票では過半数の得票者がなかったため、上位3名について第2回の投票を行なうことになった。しかし、この再投票でも過半数の得票者がなかったため、さらに上位2名について第3回の投票を行ない、その結果、相磯理事（千葉大学）が過半数の得票を得て副会長に選任された。

なお、相磯学長の副会長選任に伴い、同学長は第2常置委員会委員を退任することになり（国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領第1項）、代って前副会長の後任学長である東京工業大学川上学長が就任することとなった。

(2) 旭川医科大学および筑波大学の当協会加入およびこれに関する諸規則の改正について

(ア) 両大学の当協会加入について

会長よりこのことについて次のとおり諮問があり、異議なく承認された。

このたび、第71特別国会において設置を認められた旭川医科大学ならびに筑波大学から「資料6」のとおり当協会加入の申し出があったので認めてよろしいか。なお、旭川医科大学については、去る3月12日の理事会に附議されたが、この際改めて両大学についてお諮りするものである。

なお、協会加入については、総会の承認事項であり、次の総会で追認を願うことになるので、ご了承願いたい。

(イ) 旭川医科大学および筑波大学の当協会加入に伴う「理事及び監事総会互選要領」その他関係規則の一部改正について

会長より、両大学の加入承認に伴い、当協会関係規則を改正する必要があるので、これについてお諮りしたいと述べられ、ついで事務局長より資料7「旭川医科大学および筑波大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について(案)」に基づいて説明があり、異議なく承認された。

- (ウ) 国立大学協会会費の基準の改正について
会長より、筑波大学の加入に伴い、会費の基準を改正したいとお諮りしたいと述べられ、ついで事務局長より資料8「国立大学協会会費の基準改正案」に基づいて説明があり、異議なく承認された。

- (エ) 旭川医科大学および筑波大学の本年度会費額について

会長より、以上に関連して今回加入の両大学の本年度会費額についてお諮りする必要があるが、まだ両大学の本年度予算額が決定していないので、これに基づく会費額については本日は会長一任のご了承を願えれば幸いであると述べられ、ついで事務局長より、これについては前例に従い自然増収として扱い追加予算とはしないのでご了承願いたいと説明があり、異議なく承認された。

(なお、戸田監事より、本議題に関しては、両大学とも大学設置審議会の承認を得ないと設置されないで、その結論が出る11月11日段階で上記諸案件を正式承認とすることが妥当である旨が述べられ、そのような了解とすることとした)。

(3) 各委員長報告と協議

- 1) 宮島第1常置委員長より次の2点について報告があった。

- ① 大学設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度の改善について」(中間報告)に対する見解については、前回にも経過報告をしてご了承を得たが、その後各大学が大学設置審議会に提出した意見をも参考にして「未定稿」の案に若干修正を加えて別紙(資料9)のような成案を得たのでご了承頂きたい。(承認)

なお、この成案は大学設置審議会宛に要望として提出した旨事務局長より付言があった。

- ② さきの第71特別国会における国立大学設置法等改正に伴い、文部省では大学設置基準の改正を図ることになり、このことについて文部省から説明をしたいとの申し入れがあった。それで、去る10月15日第1常置委員会を開いて大学課長からこれについての説明をきいた。その内容は、今般の学校教育法等の改正によって、大学に学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができることになったことに対応する改訂等で、このことについての大学設置審議会大学基準分科会での審議結果の報告であった。しかし、どういう方向で改正されるかまだ抽象的な段階で具体的なことが判らないので、将来設置基準の改正案が作られた時に国大協として意見が述べられるよう、最終決定前にその内容を知らせてほしい旨要望しておいた。改正案が作られたら、これを検討したいと考えている。

- 2) 第2常置委員会関係の事項について、谷田委員長欠席のため代って加藤委員より次のとおり報告があった。

入試期の問題について本委員会と入試期特別委員会とで合同審議をすることになってお

り、去る10月17日に合同会議が開かれた。これはこれまで当協会が進めていたⅠ期・Ⅱ期の組み替え案が暗礁に乗り上げ、これを契機に全国一斉1回入試の意見が強まってきたため、入試期の問題をどうすべきかを審議するものであった。なお、この問題を審議するについては、各大学の意向を把握しておく必要があるため、先般（7月11日）入試期についての3項目（全国一斉1回・現行どおり・その他）のアンケート調査を実施した。その集計結果（10月17日現在）によると、回答校73大学・未回答校3大学、回答校のうち全学的回答のもの54大学・学部別回答のもの14大学・意見保留のもの5大学、という状況となっている。そして、この全学的回答（54大学）の内訳では「全国一斉1回賛成」が33大学・「現行どおり賛成」が18大学・「その他」が3大学となっている。これを更にⅠ期校・Ⅱ期校別に分けてみると、Ⅰ期校では「全国一斉1回」10大学・「現行どおり」12大学・「その他」1大学となっており、これに対してⅡ期校では「全国一斉1回」23大学・「現行どおり」6大学・「その他」2大学となっている。

集計結果の概要は以上のとおりであるが、この回答の中味を吟味すると「現行どおり」の意見の中には附帯意見として組み替え案賛成を記しているものが相当数見られた。それと今一つは、Ⅱ期校では「全国一斉1回」賛成が過半数を占めているが、Ⅰ期校ではこれとは逆にむしろ「現行どおり」の意見が多数で、Ⅰ期校とⅡ期校とではこの問題に対する取組み方に相違がみられる。

以上のような事情から、この集計結果のデータをこのままの形で各大学に流すことは種

種誤解を生ずるおそれがあるということからこの集計結果の扱いについては、資料配付は取り止めて次期総会に委員長がその大綱を口頭で報告するのが適当ということになった。また、この問題についての文部省に対する国大協としての意向表明も、この集計結果に現われた大体の傾向を口頭で報告するという結論となった。以上のような状況であるのでよろしくご了承を得たい。（了承）

以上に引続いて鶴田事務局長より、第2常置委員会の関係事項として、旭川医科大学、筑波大学両校の入試期の扱いについては、両大学から希望が提出されたら、これによって文部省と協議して処理することで委員長一任とされたので、この旨ご了承願いたいと述べられた。

3) 広根第3常置委員長より次の2点について報告があった。

① 本委員会では、学生の課外活動に伴う災害事故に対する大学の対応措置の問題を検討課題として取り上げ、その考え方をまとめるための参考として資料10「学生の災害事故実態調査票＝（正課中におけるものを除く）」によるアンケートを実施したいと考えている。学生の災害事故の問題については第4常置委員会が昭和44年に調査を行なったことがあり、また同委員会では更に正課中における災害事故の調査を昨年より実施し、その対応策を進められているが、本委員会としてはこれと併行して正課中以外（主として課外活動中）の災害事故の問題を検討し、その考え方をまとめて各大学の参考に供したいと考えた。「資料10」はその調査票で、この案が了承得られればこれを各大学の学生部長宛に送りたいと考え

ている。(承認)

② 次は大学卒業予定者の就職推せん時期の問題である。これについては、これまで企業側の事情でその採用選考時期が年々繰り上り、いわゆる「青田刈り」の現象が生じ、教育上好ましくない事態となっている。この問題については、予てから大学8団体が大学における就職事務の開始期日と求人側に対する推せん時期について申し合わせを行ない、その弊害の除去に努めてきたが、昨年度は企業側もこれに協力の姿勢をみせ、中央雇用対策協議会の決議も出され、やや実効があがった。しかし、この決議の内容は、大学8団体の申し合わせの内容と比べるとまだ早期開始の線となっているので、これをできるだけ大学側の申し合わせの線に近づけるよう調整を図りたいと考え、去る10月2日の委員会でその対策を協議した。その結果、国大協としては昨年決めた大学8団体の申し合わせ(①就職事務は7月1日以前には一切行なわない。②求人側に対する推せんは10月1日以降実施を目途とする。)の線を後退させないの方針を決定し、これに基づいて去る10月6日開催の就職問題懇談会(文部省主催)に私と鶴田事務局長が出席し、大学8団体で種々協議し、その結果、昨年と同様の線で申し合わせをすることになった。それが資料11「申し合わせ内容(案)」で、申し合わせ事項を記した「記」の部分は昨年同様であるが前文は中央雇用対策協議会の意向を汲んで若干表現を変更した。この案を関係方面に正式に提出することにしたのでご了承を得たい。(承認)

4) 池田第4常置委員長より次のとおり報告が

あった。

これまで既に報告してきたが、本委員会では学生の災害事故の問題について検討を続け、結論的には次のような基本方針で進めることになった。①正課中における災害事故に限定する。②互助制度(保険制度)を基本にして、そのための制度化を進める。③大学における教育・研究の特殊性を考慮し、国の財政的措置を要望する。④適用の範囲は学部学生、大学院研究生とする。以上の4項目に亘る基本方針については、過般の総会にも諮り大方の賛同を得たが、これを促進するについては更に文書によって各大学の意向を確かめた方がよいとの委員会の意見であったので、以上の基本方針のほかに凡その実現のイメージをも盛り込んだものによってアンケート調査を実施することにした。このアンケートの集計結果が「資料12」であって、各大学から回答が寄せられた。その中には意見を付されたものも若干あったが、総括的には大多数が賛成で、保留が僅少、反対なし、という結果であった。

それで、これを促進するために関係方面に別紙(資料12)のような要望書を提出することにしたと考えた。この要望書の内容は上述の基本方針と同様のものであるが、若干表現を改めた。すなわち、基本方針の②に「互助制度(保険制度)を基本にして……」とあるのを「互助精神を基本にして……」と改めまた、④の「適用の範囲は学部学生、大学院研究生とする。」とあるのを「……学部学生、大学院研究生その他これに準ずるものとする。」ということに修正した。

なお、この問題について、文部省の学生課の方では本年度にこれを実現させる方向で予

算化の努力をしてきたが、結局「調査費」の形で来年度概算に組み込む結果となった。そして、文部省では50年度実現を目標としてこれを具体化して行くために、文部省関係者と国大協関係者等で委員会を設けたいと望んでいる。そのような事情であるので、この要望書の提出も差しあたりは文部省だけでよいと考えている。

以上の説明により、この要望書の提出を承認し、次回総会にこれの追認を求めることにした。

- 5) 第5常置委員会関係の事項について、後藤委員長欠席のため代って鶴田事務局長より次のとおり報告があった。

第5常置委員会では学術・教育の国際交流の促進を課題として検討することとし、そのための資料を得るために資料13「外国人教師・在外研究員・留学生等に関する調査」により各大学にアンケート調査を実施することになった。この調査は標題の3項目についてその実態を把握することを主眼とし、関連して大学の意見をも求めているが、この「意見」については必ずしも大学としての統一の見解でなくてもよく、関係教官の意見で差し支えないこととしている。以上のような趣旨内容であるので、このアンケートの実施についてご了承を得たい。

これについて調査票の内容に関し2、3の質疑ならびに意見があったのち、このアンケートの実施を承認した。

- 6) 図書館特別委員会関係の事項について、事務局長より次のとおり報告があった。

図書館特別委員会では目下「大学図書館改革に関する第2次調査研究報告」の立案を進めているが、このための資料として各大学の

図書館の実情と図書館の在り方についての意見等を調べることになり、各大学附属図書館長宛にアンケートをすることを進めているので、予めご了承を得たい。(承認)

(4) その他

- (ア) 特別委員会の委員の交代について

会長より、特別委員会委員の交代について「資料14」により、学長の交代による委員の交代について説明があり、承認された。なお、相磯千葉大学長の副会長就任に伴い、同学長は副会長が所属することに定められている入試期特別委員会等5特別委員会ならびに大学運営協議会の委員に就任することになった。

- (イ) 大学設置審議会大学設置分科会の委員の推せんについて

このことについて事務局長より、標記分科会の委員であった鎌田東京学芸大学長が11月9日で学長を退任されることに伴い、文部省からその後任として倍数(2人)の候補者を推せんしてほしい旨の依頼があった。従来慣例ではこの委員は東京近辺の学長ということになっているので、太田次期東京学芸大学長と桜場静岡大学長の2人を推せんすることにしたいと諮り、承認された。

(2) 理事会議事要録

日時 昭和48年11月15日(木)15時~15時20分

場所 学会センタービル1号室

出席者 林 会長

前田、相磯各副会長

丹羽、白淵、加藤、石原、川上、宮島

都留、清水、桜場、芦田(淳)、井上、

芦田(謙)、池田、外山各理事

谷田(第2), 後藤(第5)各常置委員長
戸田監事

「大学改革に関する調査研究報告書」についての大学運営協議会と理事会との合同会議に引続いて、下記議題について理事会を開催した。

<議 事>

1. 第53回総会日程について

会長より、第53回総会の日程についてお諮りしたいと述べられ、ついで鶴田事務局長より総会の開催は理事会の承認を得て進める手続となっているので本日までご承認を頂きたいと前置きして、別紙「第53回総会日程」に基づいて説明があり、異議なく承認された。

2. 学長懇談会について

会長より、総会当日開かれる学長懇談会(第2日目の午後)の座長の件について、座長は慣例では会長、両副会長が当ることになっているがこれでよろしいかと諮り、了承された。

なお、この懇談会の議事については、議題は「当面する大学の諸問題について」ということとし、各学長の自由な発言によって行なうことが了承された。

3. その他

(ア) 特別委員会の委員の交代について

会長より、東京学芸大学長の交代に伴う特別委員会の委員の交代について別紙のとおり取り計らってよろしいかと諮り、承認された。

(イ) 東北地区国立大学長会議の要望書について

会長より、東北地区の学長会議から当協会会長宛に要望書の提出があったのでこの席でご紹介しておきたいとその内容について説明があり、さらに、これについては関

係各委員会に回付するのでよろしくお取り計らい願いたいと依頼された。

以上で議題の審議を終り、このあと次のような話題が出された。

○ 都留理事より、大学院生協議会から同協議会が文部省に提出する要望書について国大協の協力を得たいとして、来たる11月22日(木)に会見したいとの申し入れがあったが、これは正式の要望なのでその会見の模様を総会に報告する必要があると思われる。それで、この件を総会の議題の1項目に入れるよう取り計らってほしいと提案された。これについて協議の結果、この件は特に議題とはせず委員長報告の中を含めることとした。なお、同理事よりこの要望書のコピーを総会に配付した方がよいのではないかと付言された。

○ 都留理事より、前回の理事会(10月31日)で協議された「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の取扱いの問題について、来たる11月24日(土)に第6常置委員会の給与小委員会を開催するので、関連委員会等からこの問題についての意見を文書で提出してほしい旨要望があり、また、この小委員会のあと第6常置委員会を開きたいので、総会第1日目の昼食時間を利用できないかと提案があった。この件については、総会当日は種々取り込むので、他の時期の方が適切ということになり、総会前日の12月11日に開催することになった。

○ 井上理事より、総会時に各地区から提出の協議事項があると思われるが、これの発表は総会の際に行なうのか、あるいは学長懇談会の際に行なうのかとの質問があり、これについては学長懇談会の際に行なうこととした。

(3) 理事会議事要録

日時 昭和48年12月12日(水) 12時~13時

場所 学士会館 302号室

出席者 林会長

前田, 相磯各副会長

丹羽, 白淵, 加藤, 石原, 川上, 宮島

都留, 清水, 桜場, 芦田(淳), 釜洞,

井上, 小島, 芦田(謙), 山岡, 池田,

黒田, 外山各理事

谷田(第2), 広根(第3), 後藤(第

5) 各常置委員長

博田, 戸田各監事

林会長主宰のもとに開会。

<議事>

1. 次期副会長候補者の互選について

会長より, 前田副会長の退任に伴う副会長補充のための互選を行なうことにしたいと述べられ, ついでその選挙の要領について次のことを語り, 了承された。

副会長は当協会会則(第20条2項, 4項)に基づき理事の投票により互選するが,

- ① 前例により単記(大学名)無記名の方法で投票を行ない, 過半数の得票者をもって当選者とするにとしたい。
- ② なお, 過半数の得票者がいない場合は, 上位3名について再投票を行ない, 過半数得票者をもって当選者とするにとしたい。
- ③ 従来, 副会長のうち1人は旧総合大学, 1人はその他の大学という慣行があるが, この慣行があったことをお含み願いたい。
- ④ 開票は両監事をお願いすることとした。

これに続いて丁子事務局次長より, 理事の定数は21名であるのでその過半数は11名とな

る。本日は理事全員が出席であるので11票が過半数である, との補足説明があった。

このあと投票に移ったが, 第1回の投票では過半数の得票者がなかったため, 上位3名について第2回の投票を行なうことになった。その結果, 岡本次期京都大学長が過半数の得票を得て次期副会長に選任された。

2. 特別委員会委員ならびに委員長について

このことについて会長より次のとおり語られ, 了承された。

以上の副会長選任の結果に基づいて新副会長に規定上または慣例上, 別紙「資料3」に掲げてある5つの特別委員会ならびに大学運営協議会の委員をお願いすることにしたい。なお, 去る12月6日の入試改善調査委員会の際, 入試調査特別委員会ならびに入試改善調査委員会の委員長は新副会長をお願いすることに承認されているのでご了承願いたい。

以上の副会長の選任とこれに伴う新副会長の特別委員会委員ならびに委員長就任のことについては, 本日午後の総会の際報告するのでご了承頂きたい。

3. その他

- (1) 第6常置委員会の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の取扱いについて

会長より, 第6常置委員長の申し出によりこの問題についてお諮りすると述べられ, ついで都留理事(第6常置委員長)より次のとおり説明ならびに提案があった。

本報告書(案)の取扱いについては, 5月10日の理事会以後3回に亘り審議されたが, いずれも関連委員会等で検討するという結論となった。しかし, その関連委員会等の検討が仲々進まないで, 前回の理事

会の際この報告書(案)に対する関連委員会等の意見を文書で提出するよう依頼した。その意見書が過日提出されたので、去る11月24日に給与問題小委員会を開いてこれを検討した。その結果を踏まえて昨11日に第6常置委員会を開き、この報告書(案)の取扱いについて協議した。その結果、この報告書(案)にはまだ問題があるが、今後第6常置として審議の万全を期するためにこれを各大学の討議の対象として回付し(照会ではなく)、寄せられる意見を参考にすることも適当であるとの意見となり、これを各大学に回付する際には上述の趣旨を明らかにした「まえがき」を付するということにした。以上の第6常置の結論についてお諮りするわけであるが、もしこの承認が得られれば、この「まえがき」の字句ならびに発送者名等の点についてもご検討願いたい。また、この報告書(案)に関して関連委員会等の「意見書」およびこれに対する給与問題小委員会の「見解」等の資料が出されたので、これをどう扱うかについても併せてご審議願いたい。

以上の提案に対し概ね次のような意見交換が行なわれた。

- 第1常置委員会の意見書は、第6常置委員長の要請に基づいて過般の第1常置の審議の経緯を踏まえて委員長の責任で書いたもので、第1常置として詳細に検討したものではない。前にも述べたとおり、第1常置としてはこの問題を組織制度の問題として考えており、この報告書(案)にある職階制や任期制の問題が実施に移されるとなるといろいろな問題があつて簡単に結論が出せないでいるという状況である。それ

で、この報告書(案)を一つの考え方の資料として各大学に配付した場合の影響についても積極的な議論をしていない。ただ、国大協として各大学に配付するなら、革新的な方向を打出すものは、単なる叩き台でなく国大協として了解できるものでなければならぬと考える。

- 国大協としては従来から教員の待遇改善案として通し号俸、給与体系の一本化の要望をしている。この給与体系の一本化を採用するなら職階制の改革は必要となる。問題は任期制の問題であるが、これについては案そのものがまだ展開されていないので疑問点はある。それで、むしろ問題を提起して議論して貰い、それを基に検討を進めた方がよいと考える。
- この報告書(案)を国大協或いは第6常置委員会の名で出した場合、今回発表になった「大学改革に関する調査研究報告書」との関係が問題となる。この調査研究報告書は「大学問題に関する調査研究の一応のしめくり」といわれているのに、それと相前後して制度改革に及ぶ抜本的な案が出されると各大学としては戸惑いを感じる。そのような点から、この報告書(案)については、給与改善の問題から制度改革へと展開された発想である点を明らかにし、第3次調査研究報告書と矛盾のないように説明する必要がある。
- 第3次調査研究報告書はアンケートに基づいて大学運営協議会がまとめたもので、アンケートの内容に忠実なものである。それだけに各意見を整理しただけのものとの感もある。その点、この報告書(案)とは性格が違う。両者相互に異なった点があつ

ても、「まえがき」でその点を説明すれば戸惑いは生じないと思う。

- この報告書（案）の発送者は第6常置委員会とするのがよいと思われる。
- 「まえがき」の文案の最後のくだり（専門委員が各大学の申出に応じて説明のため出向する云々）は省略してよいのではないか。
- この報告書（案）の回付に際して関係資料（関係委員会等の「意見書」およびこれに対する給与問題小委員会の「見解」等）を添付した方がよいのではないか。
- それはむしろ添えない方がよいというのが第6常置としての意見である。
- この報告書（案）に対する意見は教官個人から取るのか。
- この報告書（案）の回付は、いわゆるアンケートではない。従って、これについての各大学の取扱いは自由である。意見回答をしなくてもよいし、教官個人からの意見であってもよい。回答の扱いについては注意する。

概ね以上のような意見交換ののち、この報告書（案）を第6常置委員会名の「まえがき」（原案の最後のくだりは削除）を付して各大学に回付することを承認した。

(2) その他

- 新設の筑波大学および旭川医科大学の入試期の問題について谷田第2常置委員長より、筑波大学はⅠ期校に、旭川医科大学はⅡ期校にそれぞれ決定された旨報告があった。
- 本日午前中の総会で提議があった本協会の会費基準の問題については、時間の関係上次回到に審議することにした。

(4) 大学運営協議会・理事会合同会議議事要録

日 時 昭和48年11月15日（木）10時～15時

場 所 学会センタービル1号室

出席者 林 会長（大学運営協議会委員長）

（理事会）○前田，○相磯各副会長

丹羽，白淵，○加藤，石原，川上，

○宮島，○都留，清水（英），桜場，

○芦田（淳），○池田，外山各理事

○谷田（第2），後藤（第5）各常置委員長

戸田監事

（○印は大学運営協議会委員兼任）

（大学運営協議会）林（竹），市村，清水

（文），許斐各委員

武田，柿内，雄川，田畑，山田各臨時委員

下沢，綿貫各専門委員

初めに会長より、本日出席の新理事川上学長（東京工大）および大学運営協議会新委員許斐学長（九州工大）の紹介があった。ついで本日の会議開催について次のとおり挨拶を述べられた。

予て各大学に照会していた大学改革に関する調査研究報告書（案）に対する各大学の意見について、一昨日大学運営協議会の各研究部会合同会議を開いて協議した。本日はその結果を大学運営協議会と理事会の合同会議に報告してご意見を伺い、来たる12月12日開催の第53回総会に提出すべき成案を得たいのでよろしくお願ひしたい。なお、この報告書は、上述の総会で採択のうえ関係方面および報道関係に公表する予定であるので、ご了承を願いたい。

以上の挨拶に続いて鶴田事務局長より配付資

料の説明があり、また、この調査研究報告書には巻尾に参考文献の表を付け加える予定にしているのでご了承願いたいと述べられた。

<議 事>

◎ 大学改革に関する調査研究報告書について

報告書（案）の内容審議に入るに先だって、都留理事より次のような発言があった。

本日の合同会議の目的は、この報告書（案）について大学運営協議会の一員としての意見を述べるのか、或いはこの報告書（案）を大学運営協議会がまとめたその整理の仕方について述べるのか、その審議の仕方についてはっきりさせてほしい。この報告書の性格について自分としては問題を感じている。大学改革という問題になると本格的審議が必要で、これは大変な仕事である。また、各大学のアンケート回答の評価ということは非常にむずかしい。この報告書（案）では各大学の意見を整理して或る方向性を呈示しているが、各大学の中には対立する意見もある。それを国大協の権威において一定の方向をもったものを出すことには反対である。アンケートを取ること自体も承服しかねる。そのようなことから、自分の大学ではアンケートの回答も出していないし、この席で意見を述べるということにした。以上のようなことで、運営協議会の一員としてなら言うこともあるが、運営協議会がまとめたものについてなら格別言うことはない。

以上の提言に対して、概ね次のような意見が交された。

○ この報告書をこのような手続方法によって作成することについては、国大協として既に了承されている。アンケートによる各大学の意見に基づいて各研究部会で検討して作成した報告書（案）をどう考えるかということ

が、ここでの問題である。

○ この報告書については、原案を各大学に照会しその意見を参照してまとめることになっている。報告書に対して意見があるならば、その旨を回答の際に述べるべきである。

○ 各大学にアンケートしてその意見をまとめるということはむずかしい点があるが、国大協としては種々な大学問題について具体策を考えることは必要である。多数意見を取り入れたため、或る大学がそれでは困るということなら、少数意見をこれに付け加えることも考えられる。

○ この報告書の問題について、ここで発言の余地があるのかということである。自分の大学ではアンケートに回答しなかったが、それはこの報告書に根本的疑義があったからである。アンケートだけで機械的にまとめるのでは意味がない。

○ この報告書のまとめ方については、運営協議会でできめ、各大学の意見の取捨は各研究部会で検討して今日の詰めの段階になった。具体的な問題があれば研究部会の段階で出して貰うべきである。今の段階で根本的に溯って、意見が違うということで直すことをしたら整理がつかない。この報告書にある意見と或る大学の事情とが異なる場合があるかも知れないが、大方の意見がそうである場合にうちでは困るから直せとはいえない。そのように考えないと二進も三進も行かないことになる。

○ 以前の調査研究報告の時にも一致しない意見があったことがある。多数の意見が一致したものは取り上げることになるが、それ以外にどうしても述べてほしいものがあれば、少数意見としてそれを付け加えることでよいの

ではないか。

- アンケートによる各大学の意見をどういう評価のもとにまとめたのか。運営協議会の意見はそれとして、自分の大学としては別に意見をつけることにしたい。

概ね以上のような意見交換があつてこの問題の討議を終り、ついで各研究部会から次のとおり報告書(案)の審議経過の報告が行なわれた。

- ① 最初に第3研究部会(大学と社会)の報告から始め、まず武田主査より次のとおり総括的な説明があつた。

この報告書(案)に対する各大学の回答意見は、大学全体の形のものや学部別の形のものがあつて集計しにくい面があつたが、概略の傾向としては原案賛成が約60%、意見ありが約30%、積極的賛成というものが約10%というような結果であつた。この「意見あり」の分については、その意見を検討し適宜原案に修正を施した。

ついで田畑主査より、担当の「1.大学の多様化」および「3.入学者選抜制度」の2項目について別紙資料に基づき次のとおり説明があつた。

「大学の多様化」については大体において積極的賛成が多かつたが、若干不満足もあつたので原案に多少手直しを加えた。「入試選抜制度」についてはⅠ期・Ⅱ期制撤廃、内申書重視、無試験制度等の意見があり、また全員入学制度の案に対してはそのデメリットの面の指摘等があつた。

これに引続いて武田主査より、「2.大学財政」のほか「4.就職問題」以下の全項目について別紙資料に基づき検討内容の紹介と修正の理由が述べられ、特に「大学財政」に関し

ては種々意見が寄せられたので、それらの点を考慮し文章表現について相当修正を施したと説明があつた。そして更に、第3研究部会担当の「大学と社会」の報告書(案)については、全体に社会の意見に対するサポートが強すぎるとする意見もあつたが、これについては「はしがき」にも断つてあるし、また、第2次調査研究報告書を参照すれば明らかになることであると考えている旨付言された。

以上で第3研究部会の報告書(案)の審議を終り、原案を承認した。

- ② 第2研究部会(大学の研究と教育)の検討経過について、柿内主査より次のとおり説明があつた。

第2研究部会の報告書(案)は、前回の第2次調査研究報告書よりも内容を絞つて具体的な問題を取り上げた。その重点とした項目は「大学間の格差の是正」、「教養部のあり方」、「研究教育条件の改善」、「大学院のあり方」、「専門大学」等の5項目で、冒頭に「国立大学のあり方についての前提」の1章を設けた。この重点事項の取り上げ方については、各大学概ね賛成意見であつた。

ついで別紙資料に基づき各大学の意見に基づく訂正箇所について説明があり、特に「大学間の格差の是正」の所では大学院の問題は切離すこととしたこと、また「研究教育条件の改善」については、予算上の問題以外に組織制度上の観点からこれを取扱い、この部分については種々意見があつたので、相当添削を加えた旨が述べられた。

以上の説明に対し一部字句修正の意見があり、これに基づく修正を施したうえ原案を承認した。

- ③ 合同研究部会(大学における学生)の検討

経過について、綿貫専門委員より次のとおり説明があった。

合同研究部会では、第2次調査研究報告書を参考にしてテーマを選んで各大学にアンケートした。この中で新規な項目は学生の生活環境に関する分野（学寮、生協、精神衛生等）と育英奨学制度に関する問題の2つである。学寮の問題については、数年前に各大学にアンケートしたことがあるが、これの集計結果は諸種の事情で発表されずに終わった。このような事情もあって、学寮については今回簡単なアンケートとした。これに対して大学からの意見には学寮問題をはっきりさせてほしいとの要求もみられたが、現在むずかしい事情があって余り具体的な意見が述べられず、その点不完全さがあるがご了承を得たい。

ついで報告書（案）の各項目について別紙資料に基づき、次のとおり検討経過の説明があった。

「学生の自主的団体」（学生自治会）の問題については、大学の自主性に委ねることとし、国大協としてそのフィロソフィーは出すべきではないとの原則とした。ここでは「自治組織の承認」の点が問題となった。当部会の担当事項の中で一番問題となったのは「学生の政治活動」と「学生のストライキ」の部分で、各大学の意見もこれに集中しており、その意見を参照し適宜修正を施した。そのほかの項目としては「学生の課外活動」、「学内規律と学生処分」、「学生部のあり方」、それに上述の「学生の生活環境」、「育英奨学制度」等があり、そのうち「学内規律と学生処分」の問題については相当意見があるものと予想していたが、それほどの反響はみられな

かった。その他の項目については大体賛成意見が多かった。学生部長の選考についても、総体的にはそう批判的な意見はなかった。

以上の説明に対し、①課外活動のクラブ顧問教官の役割、②学生部長の選考方法、の2点に関して意見が出され、それに基づいて一部修正が施されたほか、若干字句の修正を行なって、この原案を承認した。

④ 最後に、第1研究部会（大学の管理運営）の検討経過について、雄川主査より次のとおり説明があった。

第1研究部会は他の研究部会と比べると、各大学からの意見は比較的少なかった。文句のつけようがないというのが大多数で、批判的な意見は右寄り左寄りそれぞれ若干あったが、これに従って原案に手をつけると却っておかしなものになるので、若干の字句的修正をするに止めた。

以上の説明に対し、学長選考の選挙権者の問題に関連し、付属学校教官の扱いについて、これを大学の構成員として考えるべきではないかとの意見が出され、論議の結果、これについては関係の委員会での今後の検討課題とすることとした。以上のほか格別の意見はなく、この原案を承認した。

以上で各研究部会の報告書（案）の審議を終り、最後にこの報告書の「まえがき」について一昨日の研究部会合同会議で提起された修正案（本報告書作成に至る事実経過の説明の点ならびにこの報告書をまとめる上の態度方針に関する表現の点）について協議した。その結果、報告書の作成経過に関する部分は原案どおりとし、まとめの態度方針に関する部分は大学運営協議会の責任においてまとめたことを明確にする表現に修正することにして、原案を承認し

た。

以上で報告書(案)全体についての審議検討を終り、本日修正を施したものを決定案として、次回総会に提出し承認を求めることとした。

(5) 第53回総会議事要録 (第1日)

日時 昭和48年12月12日(水)10時~17時

場所 学士会館(神田)本館210号室

出席者 各国立大学長

会長から、秋の総会は11月中に開催するのが常例であるが、本年は大学改革に関する第3次調査研究報告の審議の都合もあって12月に開催することになったが、よろしく願いたい旨の挨拶があった。ついで会長から、議事変更について諮られ、異議がなかったため、議事の一部を変更し本年度創設された旭川医科大学と筑波大学の当協会加入について諮られ、異議なく両大学の加入が承認され、両大学長の紹介があった。

会長から、さきに、加藤副会長が任期満了により退任され、後任として相磯千葉大学長が選任された。なお、相磯学長の副会長就任に伴い、東京工業大学は、相磯学長の所属していた第2常置委員会に所属することに理事会の承認を得たので追認願いたい旨の発言があり、追認された。

会長から、本日は、福岡教育大学からは山本学長に代わり塚本教授が、神戸商船大学からは平学長に代わり松本教授が、筑波大学からは三輪学長に代わり大島副学長がそれぞれ代理出席された旨の紹介があった。

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の資料について説明があった。

(2) 日程について

会長から、今回総会の日程については、さる11月15日の理事会において協議した結果、別紙(資料3)により運営することになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

1. 前回総会以後における学長の交代・新任について

会長から、前回総会以後における学長の交代・新任について次のとおり紹介があった。

大学名	前学長	新学長
旭川医科大学		山田 守英(新任)
筑波大学		三輪 知雄(新任)
東京学芸大学	鎌田 正宣	太田 善麿
東京工業大学	加藤 六美	川上 正光
東京水産大学	富山 哲夫	佐々木忠義
新潟大学	長崎 明	北村 四郎
信州大学	池田雄一郎	加藤 静一
金沢大学	中川善之助	豊田 文一
九州工業大学	葛西泰二郎	許斐 貢
琉球大学	高良 鉄夫	金城 秀三

2. 委員長の交代について

会長から、前回総会以後における委員会の委員長交代について次のとおり報告があった。

委員会名	前委員長	新委員長
入試期特別委員会	加藤(六)副会長	相磯副会長
教職員の厚生等に関する特別委員会	相磯千葉大学長	池田九州大学長
新設大学拡充特別委員会	中川金沢大学長	水戸部横浜国立大学長

3. 前回総会以後の主な事項の報告と追認について

会長から、それぞれ次のとおり報告があった。

(1) 前回総会で決議された要望書の処理について

前回総会で決議された ①大学保健管理施設の増加・充実について ②国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書 ③教育・学術・文化に関する国際交流の促進について ④国立大学教官等の待遇改善に関する要望書、の各要望書については、総会終了の翌6月21日にそれぞれ関係各方面に提出するとともに、会長、副会長、第4、第5、第6各常置委員会委員長が村山文部事務次官と面談して要望した。また「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については6月22日、会長、副会長、第6常置委員会委員長、鎌田、渡辺両第6常置委員会委員が人事院総裁と事務総長代理に面接し懇談した。さらに「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」の要望書は、7月2日加藤副会長、後藤第5常置委員会委員長が外務省、日本学術振興会、国際交流基金の各関係者に要望し、懇談した。

(2) その後の要望書等の提出と追認について

(ア) 大学図書館の振興についての昭和49年度予算に関する要望書について

このことについては、前回総会の際関係方面に要望書を提出することの了承を得ており、その作案については、図書館特別委員会に一任されていたが、その後成案を得たので(会報62号、51頁)さる9月6日谷口図書館特別委員会委員長と谷田、今井両委員が要望書を持参し、文部省、大蔵省の関係官に面談し、要望した。

(イ) 昭和49年度予算に関する要望書について

このことについては、前回総会において了承を得、その作案は会長と第6常置委員会委員長に一任されていたが、その後第6常置委員会に

おいて成案を得たので(会報62号、55頁)、さる10月4日会長、第6常置委員会委員長、宮島理事が大蔵省の相沢事務次官、樋口主計局長、辻主計局次長、および文部省の村山事務次官等に面談し、要望書を提出して懇談した。なお、行政管理庁に対してもさる10月16日都留第6常置委員会委員長と宮島理事が平井行政管理局長に要望した。

(ウ) 正課中における学生の災害事故対策について

第4常置委員会で検討中であった正課中の学生の事故対策について、要望書の作成を得たので(会報62号、57頁)、さる10月31日の理事会に諮り、翌11月1日池田第4常置委員会委員長と清水第4常置委員会委員が村山文部事務次官に面談して要望した。

(エ) 「大学院および学位制度に関する改善について(中間報告)」に対する第1常置委員会の見解について

大学設置審議会大学基準分科会の中間報告に対し、前回総会においては、第1常置委員会の見解を未定稿としてお配りしたが、その後各大学の意見を参考にして見解をまとめたので、さる10月31日の理事会に報告し、11月2日大学設置審議会大学基準分科会会長あてに送付して趣旨の実現方を要望した。

(オ) 卒業予定者の就職推薦選考開始時期の申合せについて

昭和49年度大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期については、かねて第3常置委員会が審議した案により、例年のとおり国公立大学8団体の代表者の連名をもって申し合わせを行なった。(資料5)

以上の報告があったのち、会長から、上記の要望書等については、そのつど文書をもってご

報告しているが、この際改めて報告し、追認を願いたい旨述べられ「大学図書館の振興についての要望書」、「昭和49年度予算に関する要望書」、「正課中の学生の災害事故対策について」の各要望書については、それぞれ追認され、他はいずれも了承された。

(3) 文部大臣との懇談について

さる10月3日、文部大臣の招待があり、奥野文部大臣、村山事務次官、木田大学学術局長、安嶋管理局長等と会長、加藤、前田両副会長、宮島、都留、相磯各理事、谷田第2常置委員会委員長、鶴田事務局長が懇談し、昭和49年度予算、入試改善等について意見交換を行なった。

(4) 日教組との会見について

さる12月6日、日教組からの申し入れにより会長、相磯副会長、鶴田事務局長が畠山大学部長等と大学教育、大学制度全般について会見を行なった。

4. 前回総会以後の事業報告について

事務局から、前回総会以後の事業については「第53回総会国立大学協会事業報告書」により、諸会合106回、要望書その他の諸活動28件（うち対外的諸活動9件、各国立大学への意見照会9件、資料・連絡強化等10件）要望書等の受理12件、刊行物発行5回（うち会報2回）であった旨の報告があった。

II 議 事

1. 理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について

事務局から、本年9月29日に旭川医科大学が、10月1日に筑波大学が創設され、当協会に加入することになったので「理事及び監事総会互選要領」、「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」、「大学運営協議会規程」の一部をそれぞれ改正するものである旨の

説明があり、原案どおり承認された。

2. 国立大学協会会費の基準の一部改正について

事務局から、本年10月1日に筑波大学が創設され当協会に加入することになったが、筑波大学は学部をもたないため、学群又は専門学群を学部と読み替える改正をしたい旨の説明があり、原案どおり承認された。

なお、関連して会費の負担方法について学部単位の負担金をやめて前々年度決算に準拠した徴収方法をとりたい旨の提案があり、種々意見の交換があったのち、理事会でこの問題について検討を行ない、次の総会で協議することとなった。

3. 昭和49年度国立大学入学試験改善調査研究の実施事業計画書および予算について

会長から、国立大学の入試改善調査については、本年度文部省から調査費を貰い、目下各大学の協力を得て入試改善調査委員会のもとに科目別研究、実施方法等調査、コンピューターの各専門委員会を設けて検討中であるが、8月8日の理事会の了承を得たので来年度も引き続きこの問題を検討したいと思う旨の提案があったのち、事務局から、昭和49年度国立大学入試改善調査研究の実施事業計画および予算について別紙9により詳細な説明があり、さらに前田副会長（入試改善調査委員会委員長）からもこれの経過について補足説明があった。

以上の説明に対して、本年度実施予定のコンピューター予備実験の仕様書には国立大学の共通第1次試験を当然の前提としているような文言があるが、この共通1次試験の調査研究はこれの実施を前提としたものでないことを確認されたいこと、大量の受験生を扱うのでいきおい客観テストにならざるをえないが、このような

入試方法が入試の是正に役立つ可能性があるか根本的に考えてほしいこと、この入試改善調査研究は技術的問題に終始しているきらいがあるので一考してほしいこと、この調査研究を進める上で共通1次試験のメリット、デメリットを研究してはっきりした結論を出してほしいこと等の意見があったが、それらの意見については、入試改善調査委員会で十分検討することとし、昭和49年度国立大学入試改善調査研究の実施事業計画書および予算案については承認された。

<昼食 休憩（この間に理事会開催）午後1時総会再開>

4. 大学改革に関する調査研究報告書（案）について

会長から、各大学に照会した「大学改革に関する調査研究報告書（案）」については、ほとんどの大学から回答があり、熱心な意見を寄せられたことを感謝する。大学運営協議会ではこれをうけてそれぞれ検討し、11月13日には研究部会の合同会議を開催し、また15日には理事会と大学運営協議会の合同会議を開いて検討した結果、成案を得たのでご審議願いたい旨の発言があった。ついで各部会主査から、各大学から寄せられた意見に基づいて修正した箇所を中心にそれぞれ説明があったのち、教官の任期制問題の扱い方に差異がみられる点、この種の調査研究報告書をまとめる際の手続や姿勢の問題点等について質疑応答があり、原案どおり承認された。

なお、会長から、このことについては総会終了後の記者会見の際、大学運営協議会の名で公表することの可否が諮られ、異議なく公表が了承された。

5. 前田副会長の後任副会長候補者の選任について

会長から、本日昼の休憩時間に理事会を開催し、今回退任される予定の前田副会長の後任候補者を互選した結果、京都大学の岡本次期学長候補者が副会長候補者に選任された。これに伴い入試調査特別委員会および入試改善調査委員会の委員長ならびに前田学長の所属している委員会の委員も京都大学長にお願いすることになった旨の報告があった。

6. 各委員会報告と協議について

各委員長から、大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（宮島委員長）

① 「大学院および学位制度の改善について（中間報告）」に対する見解は、各大学の意見を伺って成案を得たので、11月上旬文部省と各大学に送付した。なお、今後、大学院基準の問題が起こると思われるが、そのときは当協会の意思が反映されるよう努力したい。

② 大学制度の弾力化をねらいとした大学設置基準の改正案について文部省から説明を聞き、討議したが、その際、弾力化に名をかりて条件が現在より悪くなることがないよう要望し、かつまた、これが制定される前に大学側の意見を述べる機会を与えられるよう申入れた。

③ 国立大学教官等の待遇改善に関する問題は、今後ともなお検討したい。本常置委員会は、大学運営協議会の作案に時間をとられ、十分な討議ができなかった。

今後は大学の設置基準、大学院制度の問題をとり上げていきたい。

(2) 第2常置委員会（谷田委員長）

- ① 入試に対する調査書の問題については、各大学からのアンケートを集計してお送りしたので、各大学で今後の入試制度を考える際の参考にされたい。なお、将来、共通第1次試験が行なわれるような場合には、この問題を改めて検討したい。
- ② 身体障害者の大学受入れ問題については、本委員会にその方面の専門家を東北大学、東京教育大学、大阪教育大学等から出して貰い、小委員会を設けて検討している。身障者の受入れについては入試、教育課程、施設設備、奨学金等のことが問題となるが、この問題の検討を進めるためにまず各大学の実情を調査する予定にしている。
- ③ 全国歴史研究教育協議会から、大学は高等学校までの歴史教育を十分に理解して入試問題を作成されたいこと、および全国商業高等学校校長会から、商業高校卒業生を十分考慮して入試を行なってほしい（例えば商・経学部に簿記を加える等）旨の各要望書が届いているので報告申しあげる。
- ④ 旭川医科大学および筑波大学の入試期の問題については、従来例によるということで、当該大学と文部省とで協議した結果、旭川医科大学はⅡ期校、筑波大学はⅠ期校となった。
- ⑤ 前回総会以後、入試期特別委員会と合同で、入試期についてのアンケートを各大学に依頼した。その結果75大学から回答が寄せられたが、大学一本として回答を寄せられなかった大学もあったので簡単に数字で全体の趨勢を示すことがむずかしく、誤解のおそれもあることから集計結果は回付せず、本日この席上で報告するというように

なった。その大体の傾向を申し上げると、Ⅱ期校は大体入試期一本化に賛成、Ⅰ期校はむしろ現行どおり支持が多い結果が現われている。なお、このアンケートはⅠ期校・Ⅱ期校の組み替え案は不可能との前提で出したが、現行どおりという回答の中に組み替え案の意見も含まれており、この点設問の分類の仕方に問題もあったようである。以上のような状況でこの問題を今後どう進めるかは、これから検討したいと考えている。

以上の報告に対し、入学試験をやらない入学者選抜方法や旧制高校式の1回受験制などを今後検討してはどうか、調査書重視も現状ではしめつけ教育の弊を伴うことになるのではないか、また身障者問題についてはこれの受入れ態度をどう決めたらよいか、などの質疑応答があった。

(3) 第3常置委員会（広根委員長）

- ① 学生の課外活動中の災害事故の問題を取り上げているが、事故の場合の各大学における顧問教官の責任範囲や大学としての対処方法等の実情調査が先決と考え、11月上旬各大学に調査をお願いした。その結果をまって今後この問題を掘り下げていきたい。
- ② 大学卒業予定者の就職推せん選考開始時期の問題について昨年は、7月1日前には就職事務は行なわないこと、就職推薦は10月1日以降を目途とするという大学8団体の申し合わせを行ない、これに呼応して中央雇用対策協議会も早期選考防止の決議を行ない、その結果、ある程度の実効があったが、本年も教育確保の見地からこの線を堅持する趣旨で別紙5のとおり大学8団体

で申し合わせをすることとしたのでご了承を得たい。

以上の報告に対し、サークルの顧問教官に対する経済的処遇について配慮する必要がある。災害事故の多い山岳部、ワングル等の部長の苦勞に対する理解を持ってほしいなどの要望が出された。

(4) 第4常置委員会（池田委員長）

学生の正課中における災害事故対策については、前回総会で、正課中の事故に限定し、互助精神を建前として制度化を進める一方、強力な国の財政援助を要求するという口頭で了承を得たが、さらにこれを推進する上で各大学にこの趣旨に対する賛否のアンケートをお願いした。その結果、76大学から回答が寄せられ68大学が賛意を表されたので、早急にさきの趣旨にそって具体化するため、要望書（会報62号、57頁）を作成し、10月31日の理事会で承認を得て文部省に提出し、懇談した。文部省でもこの趣旨を了承し、50年度実施を目的に来年度概算要求にこれの具体化検討のための調査費を計上することになった。

(5) 第5常置委員会（後藤委員長）

① 大学間の協力問題に関して、留学生会館、外国人宿舎等の整備充実の問題をとり上げ、これの検討のための資料とするため実態調査をすることとなり、11月中旬に各大学にこの問題について調査を依頼したので協力願いたい。

② 前回総会でも承認された西ドイツの学長6名の招待については、学術振興会から予算要求しているので、多分実現するものと思う。実現した際には、直ちに西ドイツ側と折衝し、6人の学長を招待して9月下旬から3週間の予定で主要大学を視察して貰

う予定にしているのそのときはご協力願いたい。

③ 文化協定未締結国との学術交流はむずかしい問題を含んでいるのでこの解決のため小委員会を設けて検討することになった。

④ 文部省では学術審議会、中央教育審議会等の意見に基づき外国人教師を国家公務員として任用できるようにすることを検討しており、さる9月20日の委員会でこの問題について文部省との意見交換を行なった。外国人教師の国家公務員採用については従来、待遇問題、身分上の取扱等種々の問題があつて実現しなかったが、文部省では特例法を設けるなどして実現したい意向のようであり、今後の検討課題となっている。

⑤ 単科大学で構成している国立10大学学長懇話会から、外国人教師宿泊施設の整備について要望が届いているので、昭和50年度には概算要求できるよう努力したい。

(6) 第6常置委員会（都留委員長）

① 前回総会で承認を得た国立大学教官等の待遇改善に関する要望書は人事院と文部省にそれぞれ持参して懇談した。その要望書のうちの指定職の一本化については実現したが、適用年限が短くなったようであるので各大学における実情を伺いたい。

② 昭和49年度予算に関する要望書を提出した際、大蔵省から人文・社会科学系の学生定員の増加についてふれないことの理由をきかれた。また、行政管理庁からは、国立大学の教官は欠員が多いので、それを補充することが先決であろうと指摘された。

③ 給与問題小委員会で作成した教官の待遇改善に関する報告書（案）の取扱いについては、その後関連委員会等で検討し文書意

見も出され、これに対し小委員会でも検討し回答意見をまとめたが、昨日の第6常置委員会で第6常置委員会名の前文をつけこれを各大学に検討資料として回付するという結論となり、このことを本日開催の理事会に諮り了承された。この回付については、これを受けた大学が何もされなくてもよいが、できればこれに対して意見を寄せられることを期待するものである。

- ④ 本日、全国大学院院生協議会から提出のあった要望書の扱いについては、今後関係の常置委員会で検討をお願いしたいが、特に要望書中のオーバー・ドクターの問題はどこで扱うか協議願いたい。

以上の報告のうち、院生協の要望書中のオーバー・ドクターの問題の取扱いについては、理事会で検討して決めることになった。

以上で総会第1日の議事を終了した。

(6) 第53回総会議事要録 (第2日)

日 時 昭和48年12月13日(木) 10時~12時

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

林会長主宰のもとに開会。

会長から、本日の議事について、午前は昨日に引き続き各特別委員会から報告願ひ、午後は文部省を交えた懇談会を行なう旨が述べられた。

- (1) 医学教育特別委員会(清水委員長)

本委員会では6月18日に引き続き9月17日に委員会を開催して、医学教育改革に関する調査研究報告書の原案作成につき検討をした。また、10月8日には小委員会を開いて原案についてア

ンケートすることを決め、医学部を持つ26大学に送付し意見を求めた。11月10日期限で18大学から回答があり(うち4大学は意見なし)目下小委員会でこれを整理中でそれが済み次第特別委員会にかけて成案をまとめ、春の総会に提出する予定である。

- (2) 図書館特別委員会(谷口委員長)

本委員会は、①大学図書館振興のための昭和49年度予算に関する要望書の作成及び関係省庁への提出、②大学図書館改革に関する第2次報告書の作成について討議を重ね、①については9月上旬に文部省、大蔵省に提出、説明をした。②については、小委員会で6回会議を開き、項目の設定(管理運営、予算、図書職員の養成、情報学の振興等)をし、今後その肉づけにつき検討することになっているが、その基本的資料を得るため各大学にアンケートを依頼した。

この報告書は来年夏を目標に成案を得る予定である。

- (3) 研究所特別委員会(加藤委員長)

本委員会は、2年に亘り大学における「研究所問題」に関する調査研究報告書の作成にあたり、去る8月各大学にこの原案を送付し意見を求めた。各大学からの意見の過半数は賛意を表しているが、意見も出されている。研究所の問題は初めての調査研究でもあり、さらに案を修正、補筆の上比較的近い時期に各大学に送付する予定である。

- (4) 入試期特別委員会(相磯委員長)

一昨日、第2常置委員会と本委員会との合同会議が、文部省の入試改善会議からの国大協の意見聴取ということで開かれた。改善会議からは小川会長、大崎大学課長が出席され、主としてI期・II期制の改善問題について意見交換をした。改善会議案は未公開のものだが、その骨子

は国立大学の入試期を一元化して、Ⅰ期・Ⅱ期の区別をなくすが受験生には2回の受験の機会を与えることを考慮する、というものである。その要旨は、志願者を第1、第2志望に分けて出願させ、第1志望者につき共通学力テスト、調査書、大学での試験の3者により合否を決める。発表は原則として同一時期とする。また、合格者の数は入学者定員の5%を留保した数とする。この留保分と入学辞退者分について第2志望者を対象として第2次試験を第1志望者の場合と同手順で行ない合格者を決める。これは原則として共通テストを実施することを前提としての試案である。

この試案に対して種々質疑応答が行なわれたが、結論としては、この試案が共通テストを前提としている点は国大協としてすぐに同調できない、また国大協での共通第1次試験の調査研究の作業の結果をきいてからでないことこの試案の検討はできないということになり、従って本委員会としてはこの試案は参考にするが独自に1本化の方途をさらに検討することにした。

この報告に関して会長より、この入試期の問題は国大協としては1本化の方向で検討したがはっきりした結論が出ず、今後の課題となっており、今回入試改善会議から問題提起もあったのでこの問題について意見があると思うが、次の入試調査特別委員会の報告のあとで伺うことにしたいと述べられた。

(5) 入試調査特別委員会（前田委員長）

本委員会の報告は同時に入試改善調査委員会の報告になるが、これの状況については昨日の議事の際報告したので省略する。なお、関係の各専門委員会の調査研究結果は来年2月末までに報告を得て、3月末には文部省に提出する予定である。公表については、理事会の承認を得

てからとなるが、総会の承認が事後となる点了承願いたい。

以上の入試期特別委員会、入試調査特別委員会の報告に関連して、次の補足説明ならびに意見交換がなされた。

○ 一昨日開催の第2常置委員会と入試期特別委員会との合同会議の際に入試改善会議から提出された試案は、改善会議としてまとまった案ではなく、小委員会としての試案である。またこれを合同会議に提案したのは改善会議会長が、大学側の意見を改善会議に反映させるためのものであった。この案の狙いは大学入試を1回制にするとともに受験生には2回の機会を与えることを両立させようとして考えられたものである。また、過般実施した国大協のアンケートの結果でも2回制の考え方があり、それは次の二つの観点に基づいている。一つは受験生側から考えたもので2回の受験チャンスを与えたいということ、二つは大学側から考えたもので第2志望からも入学させたいということである。このような考え方もあるので、この問題は慎重を要するが、大学問題であると同時に社会問題でもあるので荏苒と日を過すわけにも行かず、何らかの解決への一歩を踏み出すことが必要であろう。

○ Ⅰ期・Ⅱ期のことが何故問題となるのか。何故全国立大学を2回に分けることを避けることができないのか。一定期間に自由に選択できないのか、あるいはⅠ期・Ⅱ期の交代制はできないのか、それらの点についての制度的、技術的検討が必要であろう。

○ 自由に大学側が時期を選ぶことは受験生側からは困るということで2回位にまとめられた。また組替案についてはアンケートを数次

にわたってとった結果、総論賛成、各論反対で1本化できないでいる。今年のアンケートにおいても同様な結果で、今後も解決できないと思う。

- 組替えができないので現行どおりか1本化かということになったが1本化希望の方が多い。全部の大学が1本の線にまとまることはないで、どちらかを選ばなければならない。1本化に絶対困る大学が少ない以上国大協としては1本化の方向に踏みきるべである。
- 一定期間に自由に選ぶ方法は受験生側からはそれ程困らないと思うが、次善の策として1本化に踏み出す以外ない。組替えでは現状を動かせない。方向への意思を決めれば局面打開となる。その意味で1本化の方向で国大協としても意思をまとめることはできないか。
- I期・II期の生れた出発点に問題がある。例えば法学部のある大学はI期校だけで、II期校にはない。このことから最初の分け方の基準が大体分る。文部省もこれをどういう基準で分けたか明確な答えをしていないが、このI期・II期の格差観が学生の勉学や将来の方向にまで影響を及ぼしており非教育的な結果をもたらしている。このことからII期校側から1本化案が提起されたが、II期制でも合理的、教育的なものなら差支えない。しかし、組替え案は不成功となったので1本化を進める結論となった。受験生が本来の志望と関係なくどこでもよいから入るといようなことではなく、自ら選んだところに入れるよう入試制度に教育的な配慮をすることが必要である。
- 入試の問題は、大学が社会と結びつく接点の一番大きなものである。改善会議の意見で

は、第1次共通テストを前提としているが、第1次共通テストと1本化とは別のものである。ある地区での高校の意見ではI期・II期の試験に反対している。文部省での高校長会議の2回制支持の意見とは食い違っている。改善会議の案の問題点としては①1回の試験に第2志望を書かすことは大学側としては非常に煩瑣であり判定がむずかしい、②特定大学に第1志望が集中してしまい大学格差は正に反する結果となる、などのことが考えられる。入試問題は社会との関係が深いので高校側の意向把握に努力されたい。

- 入試期の問題は昔からの懸案である。国大協はこれを何時まで未解決にしておくのか。各学部の意向が1本化しないこともあるが、かつて医学部長会議でI期・II期を止めてほしいと要望したことがある。II期校は教育の上からまずい点が多い。学生に劣等感があり、志望と無関係に入学してくる。1本化の線に進むことは一つの進歩である。それを共通1次試験とか、第1、第2志望などの問題を絡ませるとまた延々となる。国大協としては全員の意向を汲んで見解を出して早急に実施するよう踏み切ってほしい。なお、筑波大学がI期校に、旭川医大がII期校になった経緯について伺いたい。
- 詳しい事情は分からないが、I期校希望がそのまま通った。
- I期校を希望すると文部省、国大協にも申し出たが、いろいろな事情で今月始めII期校にきまった。
- 大学間の格差をなくす点でも1本化にすることは効果が大きい。先般の入試期のアンケートではI期校には現行の2回制支持が多いとのことだが、この際I期校にお願いした

い。現行通りを支持する理由は受験生に2回の機会を与えるということのようであるが、それならⅠ期・Ⅱ期を入れ替えることに賛成しなければおかしいことになろう。もっと大所高所より考えてほしい。また、国大協のアンケートの仕方、取扱い方にも疑問がある。個々の学部の見解をきいていると仲々まとまらない。然るべき時期に多数決できめることがあってもよいのではないか。アンケートでは進展しない。何らかの方策を講じられたい。改善会議の共通1次試験前提ということではなく1回制にする方向で入試期特別委員会で進めてほしい。

- 今のⅠ期校・Ⅱ期校制度にはいろいろ問題があるが、一番問題なのは教育的にも社会的にも大学間の格差を助長することである。次に2回チャンスの問題であるが、高校側では2回受験にこだわってはいない。2回チャンスがあるから2倍の入学者があるということではない。Ⅱ期校では受験欠席者が多くて苦勞している。Ⅱ期制でも組替えができればこれらの問題は解決する。組替えができない理由をきかせてほしい。
- Ⅱ期校で大学改革をしようとしても、Ⅱ期校の入学者がⅠ期校の落伍者であるというようなことでは改革が進まない。1本化が必要である。
- 多数決で決めることはすべきではなく、また本会議の運営も多数決で決するという方法をとらない。ただし、こういう意見がでた事は重要であり入試期特別委員会でもそれを踏まえて考えて頂きたい。
- 先般の入試期に関するアンケートの結果の読み方にも問題があるが、意見保留の大学もある。これは大学として意見をまとめられな

かったもので、学部までおろして意見をきくとそうなることがある。しかし、大学としての意見をまとめた大学もある。その辺のところを検討をし、1本化に賛成でない大学については委員会としてどうするか検討したい。また、Ⅱ期校の中にもⅠ期・Ⅱ期を存続する意見もあり、その意見も重要である。入試期特別委員会としては本日の意見を踏まえてさらにアンケートを整理して1本化の方向に多くの大学が賛成できるかどうかを検討し、次の総会には結論を出すようにしたい。

- 一つの方向がここで出ている。1本化で進む場合に問題があるならここで問題点を出してもらって整理することはできないか。
- これだけ意見があったのにこのままで終るのは遺憾である。話し合うだけでは意味がない。討議して決定すべきである。
- この問題は入試期特別委員会の方針で処理されるのが穏当で、委員会を差しおいて総会で結論を出すのは行過ぎと思う。また、Ⅰ期・Ⅱ期制についてそのデメリットだけが強調されたが、その理由、根拠を明らかにした上で国大協としてその進め方を決め、理事会で検討し次回総会で諮るのがよい。次回総会にかけるといっているのですその時まで待てばよい。なお、改善会議、文部省側の考え方には共通テストを前提としているようであるが、これは入試期の問題とは次元を異にするものであると思う。
- 改善会議の案は説明資料とは書かれているが、改善会議全体としてまとまった案ではない。この案は入試期の問題について何らかの前進策を社会的に示すという苦心の試案であるが、特別委員会としては別途考慮したい。共通1次試験を前提には考えない。

○ 共通1次試験はそれとして別個に考える方向で進めているが、共通1次試験が実施される際には入試期が1本化される方が便利であろう。

(6) 教員養成制度特別委員会（飯島委員長）

本委員会では、次の4つの問題について検討をしている。

- (1) 教員養成系における大学院
- (2) 教員養成大学（学部）の設置基準
- (3) 一般大学における教員養成
- (4) 新構想に基づく教員養成大学

これらの問題については、小委員会を設けて検討しているが、(1)については一応の原案ができ、そこで取り上げた問題としては、①教員養成大学の研究教育条件と大学院の問題、②修士課程の役割、③博士課程の役割、④新構想大学についての批判、⑤教育系大学院の具体的編成組織、⑥諸外国の事情、教育系大学の本来の使命等である。

以上の枠組でほぼまとまったので、各委員に検討してもらって理事会に諮り、その上で各大学の意見を徴し、最終的報告を出したいと考えている。(2)については小委員会レベルで基礎的な検討を進めている。(3)については担当委員が検討中である。(4)については文部省に調査会が設置され、大学の在り方、大学院の在り方の作業部会に分れて検討されているが、三つの問題点がある。一つは近い将来に小中学校の教員が量的に不足になるが既存の教育大学の定員増で充足できるかということ、二つは教員養成系の大学院の在り方、三つは、教員養成大学の管理運営組織を改正する含みがある点である。

以上のことについて、一つ一つ小委員会で検討し、情報を集め、各大学の意見をきき、国大協の立場から発言したいと考えている。

これについて次の意見が述べられた。

○ この問題は国大協と教大協と連繫して作業をすすめられたい。また、関連の問題として付属学校の問題があり、学部の規模と付属学校の規模のバランス、学長、学部長選挙における付属学校教員の扱い及び付属学校の位置付け等を検討する必要がある。

1. 昭和49年度予算に関する要望書について

会長から最近の経済情勢の急変から国の予算が緊縮の方向に向くと懸念されるが、教育の問題は国家百年の大計であるので、予算緊縮のしわよせが文教予算に不当に来ないようにこの際国大協として要望したいがいかがかと述べられ、第6常置委員長からも時宜を得た処置であるので文書の作案について会長から依頼があればサポートする旨述べられた。

ついで別紙資料の要望書を朗読ののち原案どおり要望することが承認された。さらに、会長より次のことについて諮問があり了承された。定員削減について、第1次、第2次の削減の際は反対の態度を表明してきたが、仄聞するところによると第3次定員削減が50年度から実施される気配もあり、これを大学に適用されると困るので、情勢をみて時期を失しないよう迅速に表明したいと考えている。それで次の総会前にこれを出す必要があれば然るべき方と相談して処理することを一任して頂きたい。

2. その他

最近の石油事情から大学の諸施設で困窮を来たしているので文部省関係にその旨要望してほしい旨の提案があり、これについて相磯副会長より、本日別室で全国事務局長会議が開催されているのでこの問題をそこに付託してそこで作案されたものを国大協として提出することにした旨述べられ、了承された。

以上で総会の議事を終わり、最後に会長から、午後から開催される学長懇談会には文部省から政務次官始め関係局課長が出席されるが、短時間を充実したものにしたので、発言したい希望の方は問題を予め提出して頂きたい旨述べられた。

(7) 第20回事務連絡会議議事要録

日時 昭和48年12月14日(金) 10時~16時

場所 学士会館(神田) 210号室

出席者 各国立大学事務局長

午後1時より事務連絡のため西田ユネ
スコ事務総長、柏木参事官他1名出席

鶴田事務局長司会のもとに開会。

1. 会長あいさつ

開会にあたり林会長より次のとおり挨拶があった。

6月の総会以降会長に就任し今日にいたった。秋の総会は11月に開催するのが常例になっているが、今年は大学改革に関する第3次調査研究報告書の審議の都合もあったので、12月に開催された。12、13両日の総会において審議採択された事項の殆どは、事務局長の了解と協力がなければ実行に移せない事柄である。そこで本日この連絡会議において、事務局長の立場で協議され了承されるようよろしくお願ひしたい。

2. 鶴田事務局長あいさつ

ついで鶴田事務局長より次のとおり挨拶があった。

この事務連絡会議は今回が20回目であるが、この会議が設けられるに至った経緯についてご説明したい。国大協総会の当初は、事務局長も総会に同席して会議を開いていた。国大協の総会は国立大学の総会ということから、教官も文

部省も参加していた。ところが学生の方から、事務局長も参加しているのなら、学生も参加させよ、という要求があつて問題となり、検討された結果、事務局長の総会同席はやめることになり、総会とは別に事務連絡会議を設け総会の概況を事務局長に連絡することになった。それが今回をもって20回になる。本日の事務連絡会議は一昨日、昨日開かれた第53回総会の概況を連絡するのがその趣旨であるので、会議の進行もおのずから一方的になりがちであるがよろしくご了解を願ひたい。

3. 続いて事務局より、会議日程および配付資料の説明があつたのち、総会の概況説明と議事に入った。

4. 第53回総会概況について

丁子事務局次長よりまず会務報告についてつぎのように説明があつた。

(1) 議事順序の変更について

今回の総会運営の関係上、議事の順序が変更され、まず本年度新たに設置された旭川医科大学と筑波大学の当協会に入会することが諮られ、異議なく承認されたので新たに2大学が加入したことになる。

(2) 会長・副会長の交替について

加藤(前)副会長(前東京工科大学長)が先般任期満了のため退任されたので、後任に相磯千葉大学長が副会長に選任された。また、これに関連して東京工大は相磯学長の所属していた第2常置委員会に所属することになった。

(3) 要望書について

① 去る6月開催の第52回総会の際に決定されたつぎの要望書

(イ) 大学保健管理施設の増加、充実について

(ロ) 国立大学共同利用研修施設設置に関

する要望書

(イ) 教育・学術・文化に関する国際交流の促進について

(ニ) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

は総会終了の翌日（6月21日）それぞれ関係方面に提出するとともに、会長・副会長・第4・5・6の各常置委員長が村山文部事務次官と面談して要望した。また(ニ)の要望書については、翌6月22日会長・副会長、第6常置委員長、鎌田、渡辺同委員が人事院総裁ならびに事務総長事務代理に面接し懇談した。さらに(イ)の国際交流の促進については、7月2日加藤副会長、後藤第5常置委員長が、外務省、日本学術振興会国際交流基金のそれぞれ関係者を訪ねて懇談し要望した。

② その後の要望書等について

(イ) 大学図書館の振興についての昭和49年度予算に関する要望書

これは予てより図書館特別委員会において検討されていたが、その後成案を得たので、去る9月6日谷口図書館特別委員会委員長と谷田、今井両委員が要望書を持参し文部省、大蔵省の関係官に面談のうえ要望した。

(ロ) 昭和49年度予算に関する要望書

このことについては第6常置委員会において検討し成案を得たので、去る10月4日会長、第6常置委員長および宮島理事が大蔵省相沢事務次官、橋口主計局長、辻同次長さらに文部省村山事務次官等に面談し、要望書を提出した。また行政管理庁に対しても去る10月16日都留第6常置委員長と宮島理事が平井行政管理局長を訪ね要望した。（会報55頁朗読説明）

なお、会長から総会の最後に、緊迫した経済情勢にあるので、政府予算の節減が予想される

が、そのため文教予算までしわ寄せされることがないように、国大協として要望書を出すことにしたいと提案があり、採択された。（別紙要望書朗読）。これは2～3日中に会長と第6常置委員長が文部省・大蔵省に持参し要望することになった。

(イ) 正課中における学生の災害事故対策について

予て第4常置委員会において検討中であった正課中の学生の事故対策について、これに関する要望書の成案（会報57頁）を得たので、去る11月1日池田第4常置委員長と清水同委員が村山文部事務次官に面談し要望した。

なお、このことは文部省においても学校安全会に加入するかあるいは全額国庫負担とするかにつき検討中の問題であって、来年度そのための調査費を設け本格的な調査検討をはじめの予定になっている。

(ニ) 「大学院および学位制度に関する改善について（中間報告）」に対する第1常置委員会の見解について

これは前総会においては第1常置委員会の見解を未定稿として配付されたが、その後各大学の意見を参考にして成案がまとまったので、去る11月2日大学設置審議会大学基準分科会会長宛に提出し要望した。

(ロ) 卒業予定者の就職推薦選考開始時期の申し合わせについて

昭和49年度のこのことについては、予て第3常置委員会において審議した案により、例年のとおり国公私立大学8団体の連名をもって申し合わせを行なった。またこのことは資料5のとおり各国立大学長にも通知した。なお、その添付資料にあるように、この申し合わせには文部省、労働省のほか業界の協力も得られる見込で

あることをご承知願いたい。

(4) 文部大臣との懇談について

去る10月3日文部大臣の招待があり、奥野文部大臣、村山事務次官、木田大学学術局長、安嶋管理局长その他の文部省幹部と会長、加藤、前田両副会長、宮島、都留、相磯各理事、谷田第2常置委員長および鶴田事務局長が懇談し、昭和49年度予算、入試改善等について意見交換が行なわれた。

(5) 日教組との会見について

去る12月6日、日教組からの申し入れにより林会長、相磯副会長が島山大学部長その他と大学の教育、制度全般について会談を行なった。

(6) 事業報告について

第53回総会 国立大学協会事業報告書（資料6）にもとづき

① 諸会合（106回）

なお、入試改善調査委員会が新たに設けられ、国立大学入試改善調査研究の実施事業計画に従い、科目別研究、実施方法等調査、コンピュータの各専門委員会の審議が進められている。

② その他の会合（8回）

③ 要望書その他の諸活動（28件）

など、主な事業報告が行なわれた。

5. 総会における議事の概要報告

上述の会務報告につづいて議事に入り、つぎの議案が審議—決定あるいは承認、了承された。

(1) 旭川医科大学および筑波大学の加入とその関連事項について

① 旭川医科大学および筑波大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部が改正された。

② 筑波大学の加入に伴い、国立大学協会

会費の基準が改正された。

なお、この案件審議の際、ある大学から国大協の会費は、決算額を基礎にして、大学の規模に応じて割当てるのが適当ではないか、再検討を願いたいと要望があり、これについては理事会において検討することになった。しかし事務連絡会議としては、理事会に諮る前に幹事会において検討し、その原案を作成したいのでよろしくお願ひしたい。

(2) 来年度国立大学入学試験改善調査研究の実施事業計画書ならびに予算について

国立大学入試改善調査については、本年度文部省より、調査費を貰い、関係各大学のご協力を得て入試改善調査委員会のもとに科目別研究、実施方法等調査、コンピュータの各専門委員会を設け目下それぞれ検討中であるが、来年度も引続き、この問題を別紙（資料9）の昭和49年度国立大学入試改善調査研究の実施事業計画書および予算により検討することが承認された。

(3) 副会長候補者の選任について

12日の総会の昼食休憩時間に理事会が開かれ、今回退任される予定の前田副会長（京都大学長）の後任候補者の互選が行なわれ、その結果、岡本京都大学長候補者が、次期副会長候補者に選任された。

(4) 大学改革に関する調査研究報告書について

これは、さきに各大学に意見を照会していたところ、殆どの大学から回答が寄せられた。これに基づき大学運営協議会においては、各研究部会および大学運営協議会と理事会との合同会議の検討を経て成案（資料10）を得たので、これを総会に附議し審議の結果、採択されることになった。

この調査研究報告書の各大学の希望部数は目下問合わせ中であるが、20日頃には発送の予定であるので、今後の大学運営の参考にして頂きたい。

(5) 以上の議題の審議が終ってから各委員会委員長報告と協議に移り、まず常置委員会関係から始められた(議事内容については別掲「総会議事要録」参照)。

(以上の報告が終ったところで、休憩・昼食……13時再開)

◎ 文部省事務連絡

① 西田ユネスコ事務総長から、つぎの説明があった。ユネスコにおいては各国の教育・社会の分野で必要な問題を国際的な条約あるいは望ましい将来の努力目標としての国際勧告をつくる作業を行なっている。たとえば、数年前に教員の地位に関する勧告があって、国内でも論議が呼び起されたことがある。現在は、科学者の地位という問題を、国際的な勧告にしようとする動きがユネスコにあって、去る9月にその予備報告がユネスコの事務総長からわが国にも送付があった。それに対する日本政府の見解は、別紙(「科学研究者の地位に関する国際文書」についての予備報告書に対する日本政府の見解について)のとおりである。ユネスコでは、来年の秋には勧告を出す予定になっている。大学にも関係が深い問題であるので、その概要を報告しておきたい。

以上の前置きののち、資料(「科学研究者の地位に関する国際文書」についての予備報告書の勧告の構造)および(「科学研究者の地位に関する国際文書」についての予備報告書に対する日本政府の見解について)に基づき概略の説明があった。

② 初等中等教育局地方課坂元課長補佐より連絡事項について、つぎのような説明があった。

昨日の学長懇談会の席において、先般の日教組のストライキがなぜ突如中止になったか、その経緯を知りたいとの希望意見が出された。そこで本日の事務連絡会議にそのことを説明し、それを事務局長からそれぞれの学長にご報告願うよう上司から指示があったので、そのいきさつの概略を説明したい。

12月4日のストは公務員共闘と公労協が一体となって、年末の生活危機突破資金いわゆるインフレ手当として給与の1ヵ月分を支給せよとの要求によるものであった。これが統一的な要求であるが、日教組はそのほかに一律5,000円の賃上げ要求と教員人材確保法案に対するいわゆる5段階給与反対を標榜しており、独自の要求を掲げて12月4日にストを決行した。ところが、3公社5現業関係は公労委の調停により、「新たにインフレ手当という名目で給与を支給することはできないが、年度末手当0.5のうち0.3を12月に繰り上げて支給する」ということで12月4日未明に妥結した。一方公務員共闘はそれを受けて人事院の担当局長と会見し、公労協が妥結すれば同じような線で年度末手当のうち0.3の12月繰り上げ支給を政府・国会に勧告すべきだと交渉した結果、やはり12月4日未明に双方了解に達しストを中止することになった。他方、日教組はそのほかに教員人材確保法案についての独自要求を出していたので、その方はどうなるか、ということになった。そこで教員人材確保法案は①5段階給与に結びつくものではない。②この法案は単に義務教育小・中学校教員の給与改善だけでなく、それに

伴い幼稚園、高校、高専、大学の教員についても、バランスのうえで改善を努力する。ということで12月4日の午前7時に文部大臣と日教組の話し合いが付き、ストを中止することになり、8時半頃各大学の職組にも指令を出した。大体以上のような経緯である。なお、この教員人材確保法案が、5段階給与に結びつくものでなく、またこの法案が成立したら義務教育小・中学校の教員だけでなく、その他の学校、大学の教員給与も改善する、という考えは文部省は一貫した主張であって、12月4日に文部大臣が事新しく述べたことではない。

以上のことを、それぞれの学長にご説明願いたい。

③ 教育施設部柏木技術参事官よりつぎのような連絡事項の説明があった。

建設業界の鉄材等建築資材の異常な値上げにより、入札事務が難航を来している。政府も景気刺激の政策から一変して景気抑制に転換した。公共事業関係の工事も52～53%に押えるという話しになり、一方これに対応し建設省等の話しもあって、わずかではあるが鉄材についてある一定の条件の下にスライド制をとることになった。また工事費の単価全体についても11%を限度としてこの情勢に対応する単価の値上がりを調整的に認めるなど、その場しのぎ政策をとってきた。そしてそれによりこの異常事態を切り抜けられると予想していた。ところが11月になって、石油危機が起り、それに関連して生コンの出荷停止、鉄材の再値上げなどがあって、一般の場合は通常の前定価格では落札しなくなった。上げ幅の大きいところになると倍以上のところもあるときく。このような異常な値上げ、しか

も先行きの見通しがたたない値上がり情勢、これは最早通常の商取引きの限界を越えているとさえ言われている。このように6月～1年という先行きの値段は見通すことはできないということからいろいろの思惑が入っている。そこで第2段階のスライド制をとることによって、この異常な事態を切り抜けようということになった。今回は鉄材以外の建築資材についてもすでに落札部分について行なうことになった。このように一部にスライド制を採るとなれば工事予算全体の上積みも必要になってくる。そこで48年度の工事予算の中で僅かではあるが一応の調整費をとってある。これによってカバーできる部分はカバーし、それでもできない部分は今年度は見送ることをお願いしたい。なおこのような事態であるから来年度の公共事業予算は大きく抑制される方向になるので、文教予算も全体としては40%アップを要求しているが、十分なことは期待できない。したがって来年度は新規部分については遺憾ながら相当程度制限しなければならなくなるが、この事態をご推察のうえご協力をお願いしたい。

以上をもって文部省の連絡事項の説明を終り、午前につづきつぎのように特別委員会関係の報告と協議の説明に入った（別掲「総会議事要録」参照）。

以上で総会関係の状況報告を終り、ついで引き続き開かれた学長懇談会の模様について丁子事務局次長より以下のとおりその話題の紹介があった。

- 大学教官に希望をもって仕事に従事できるようにするための教育環境改善の問題。
- 大学は消費者の立場にあるため最近の物価騰貴による影響が大きいので予算面の配慮を

願いたいことの要望。

- 第3次定員削減が行なわれることは大学での影響が大きいため、それが実施されるような際には要望書を提出することが会長に一任された。
- 医科大学を未設置県に整備する文部省の計画では「医科大学」新設の構想のようであるが、何故「医学部」設置としないのかの問題。
- 外国人教師の宿舍整備の要望ならびに外国人教師を国家公務員とすることの問題。
- 身障者の大学受入れの問題。
- 課外活動の顧問教官に対する経済的な援助に関する問題。
- サークル部室を「厚生補導に関する施設設備の基準」に含めるようにしてこれの整備を促進するようにとの要望。
- 評議員・補導委員等に管理職手当を支給するようにとの要望。
- 保育所設置の問題。

なお、石油不足の実状についても話題になり、国大協としても何等かの対策を講ずべきではないか、ということになった。これについては、たまたま全国事務局長会議が別室において開かれていたので、事務局長会議において検討願うことになった。この問題について局長会議ではどのような見解になったかご説明願いたいと述べ、これに対し、岩田東大事務局長から次のとおり説明があった。

局長会議においては、石油、重油ができるだけ確保されるように何等かの対策を講じてもらうよう意思表示すべきであるが、この問題は広く大学の運営ならびに研究・教育に直結する問題であるから、国大協として要望されることが適当である、という結論になった。なおこの結

論をふまえて千葉大、埼玉大、東大の3事務局長が協同で要望書の内容を作成し、国大協にその取扱いをお願いすることになっている。

つづいて鶴田国大協事務局長より次のとおり述べられた。

以上をもって事務連絡会議に予定された事項の報告を終ることになるが、先程のように石油問題についての要望書が事務局長会議において作成され、それを国大協に提示されるということになり、これにより事務局長会議と国大協との連携ができた。このように今後ともご協力をお願いしたい。なお、国大協としては事務局長との連携については、この事務連絡会議のほか、幹事会組織をもち、また、各委員会の専門委員に一部の方の参加をお願いするなどのことをしているが、必ずしも十分とはいえないかもしれない。また、国大協の事情をよく知らせてほしいとの希望があるが、これについては「会報」をご覧いただきたい。この事務連絡会議が一方通行的なものにならないようこの機会に具体的な希望、意見があれば伺いたい。

これに対しつぎのような意見が述べられた。

- 先般の関東甲信越事務局長会議で国大協と事務局長との関係あるいは国大協事務連絡会議のあり方につき、双方の関係が希薄であり、また連絡会議は一方的になり過ぎてい。もう少し密接にしていくべきではないかとの意見が出された。この旨を国大協に伝えたが今後この事務連絡会議には少なくとも若干の時間を設けて懇談できるように考慮されたい。
- 国大協会則を見ると教官と職員は峻別して記載されている。事務局長も常置委員会に参加できるように、また意見が述べられるように会則を改正されたい。もしこれが直ぐに実

現できないのであれば、事務連絡会議の幹事だけは総会にも同席できるようにされたい。それにより各ブロックは幹事を通じて国大協の情報が得られるようになる。またこの連絡会議の報告事項も幹事が分担して報告することにしてはどうか。

鶴田事務局長 国大協は大学をもって構成し、その代表者として学長が出席している。また、総会に学長あるいはそれに代る者が大学の代表者として出席するという事は、国大協会則を決める際に、各大学に対して行なったアンケート調査の結果によるものである。つぎに各委員会に幹事が参加のことであるが、各委員会の専門委員はその委員会の審議の必要上、それぞれの議案について適任者を選んで依頼しているのであるから、一般的に事務局長が参加することはできがたい。しかし要望があったことは理事会に伝えたい。

○ 近畿地区の事務局長会議においても、関東ブロックと同様に事務連絡会議のことが話題になった。会議が一方的であって、聞く方の事務局長も、伝える方の国大協事務局もなかなかの苦勞である。そこで、この会議のあり方、運営方法について幹事会において再検討されたい。

鶴田事務局長 できれば幹事会においてあるいは新たに分科会を設け、そこで協議された事項を事務局長会議において決議され、それを文書にして国大協に送付するなど一方法である。それにより事務局長会議と国大協の連携もとれることになり、国大協としてはその事項を尊重し関係の委員会において審議することになる。今のところはこの会議の趣旨が総会の概況を連絡するという事であるので、一方的になりがちである。この連絡会議をたとえば協議会

に代えるとすればそれは設置目的に反することになる。1日目を自由討議にし、2日目に要望書を作るというような方法もあるが、日程の関係もあるので、これらのことについては幹事会でも相談したい。

○ 事務局長会議で決議した事項を国大協に提出するようにとのことであるが、昨日の事務局長会議は自主的ないわば勉強会的な集りであって、決議をして要求するというようなことは控えようではないか、というような趣旨がある。しかし今まで事務局長が国大協に対し要望したことがないというわけではない。たとえば10大学の学長と事務局長の懇話会から、外国人教師宿舎の新しいあり方についての検討を要望した前例がある。

なお国大協会則の改正は困難であろうが、先程の幹事を国大協の会議に出席させよという事は正式メンバーとしてではなく、この事務連絡会議のスムーズな運営を図るうえからして、オブザーバ的に出席させるということである。

つぎに「大学改革に関する調査研究報告書」が配付されたが、これについての主査などの報告に対する総会の意見がどのようなことであったのか。つぎに入試の問題であるが、これに対し事務局長はどのような考えであるのか、とその考えを引き出すような運営方法であるならば、この連絡会議の一方通行的な色彩も薄れるのではなからうか。

鶴田事務局長 幹事の総会出席のことが、会則を改正しないで事務的なあつかいとしてできるかどうか理事会などに相談してみたい。10大学懇話会の要望書は貰った。これに基づいて外国人宿舎の問題が第5常置委員会で取りあげられた。そのように文書を出して貰うと仕事がやり

やすい。機会があったらそのようにしてほしい。調査研究報告書については総会では異論もなく原案通り採択された。

- 国大協とわれわれ事務局長との間のパイプを文書で結ぶということであるが、そのようにいかめしく文書をもって取り付けなくとも、お互いの話し合いで運用面において取りはからい、事務局長も物事が言えるように配慮されたい。

鶴田事務局長 本日の意見は理事会などに諮って意見をききたい。また事前に幹事会においても検討願うことにしたい。

なお国大協の業務は会報に載せてあるから、会報はぜひ一読願いたい。

- 総会では、事務職員の事柄についての意見は出なかったかどうか伺いたい。

下子事務局長 教官だけでなく大学は事務職員も、他の一般行政官庁の事務職員とは異なる性格があるということであるから、それを具体的に明らかにすることができれば要望などの場合にやりやすくなる。

鶴田事務局長 大学紛争当時の会議では、事務職員の危険を伴う努力も、かなり評価され、それなりに優遇すべきではないかという意見もあった。しかし具体的な処遇の方法になると一般行政職の給与改善を文部省だけがやるということではできないということになって、結局国大協から出す待遇改善の要望書には「教官等」と表わすことになっている。しかしそれは大学の教育・研究という特殊性を担う教務職員などに限定され、事務職員についてはわれわれも経験から、ある程度のことは述べてはいるが、文部省との協議で除かれることになる。なおこの問題について今後も各事務局長の協力をお願いする。

- 「大学改革に関する調査研究報告書」には

学生については大きな項目があるが事務職員については「事務組織」の項で僅かにふれられているだけであり、23頁第2を読んでも、抽象的に事務局のことが述べられているだけである。大学における事務局が大学の自治と法令による制約、行政指導等との板ばさみに置かれている問題は真剣に考えねばならないのにあいまいなままである。なんでもかんでも大学の自治で片づけて問題を真剣に考えていない。これが明らかにされなければ事務局の苦労は解消しない。大学の自治とか、事務局長は学長の良き伴りよであるとか、その言葉は美しいが、事実は重要な会議からは事務職員は退場させられるというような大学さえある。これまで述べられたいくつかの意見は、事務局がおかれている実情に対する批判的意見でもある。このような問題については国大協においても十分検討されなければ大学の運営は大きく阻害されることになる。たとえば部局の事務は状況によっては一カ所に統合すれば能率的・経済的に処理することができるのであるが、これには部局教官の強い反対がある。このように教官側の事務に対する認識を改めなければ、定員削減などの厳しい今日において大学の事務運営はますます困難になる。また大学の厚生施設の問題を国大協において検討する際には、事務職員の厚生施設をも含めての検討をお願いしたい。このように事務職員を対象にした職場条件の改良ということも、相対的には待遇改善につながることになるので十分配慮されたい。

鶴田事務局長 「大学改革に関する調査研究報告書」22頁に抽象的にではあるが事務職員の役割などが述べられている。これは第3次の報告書であるが、第1次の報告書には大学の管理運

営についても述べられており、それらを前提にしてこれは書かれたものであるので、第1次報告書も一読されたい。それには大学の自治と学問の自由についても克明に述べられている。

大学は、教育・研究の面だけを考えれば教授会だけが主体になるが、国立大学も行政機構の一つであって、学長はその管理運営の長であり、事務職員はその下にあつて学長を補佐する役割にある。事務職員がいなければ大学の管理運営はできない。大学の管理と運営は教育・研究の面だけにあるのではない、行政の面にも管理と運営があり、そこに部局事務局も含めて事務局の存在を忘れては大学の管理運営を考えることはできない、とわたくしは第1次の報告書作成のときから主張してきた。実は本日も主査に一通りの説明をお願いし、事務局長の意見も伺いたかつたのであるが、時間の都合で実現できなかつたので、この報告書だけでなく、第1次の報告書もぜひ読んでいただき大学運営の参考にされたい。

丁子事務局次長 この報告書には、現在大学の抱えている問題の全般にわたつて述べられておりその結論も概ね妥当であるとして、この報告書（案）に対する各大学の回答にはほぼ賛成であるとの意見を寄せられたところが大部分であつた。

○ 学長選考規程の問題、職員団体のストの問題は毎年のように当面しているが、その際に学長および教官と事務局長との間に意見の相違がある。それを文部省との間にあつて如何に調整するかに苦勞している。ストは現行法では違法であるが、この問題も、大学には教官、学生もいることからして他の行政官庁とは異なる大学の特殊性があるといえるのではないかと思う。総会では大学における職員団

体のあり方につき意見がなかつたかどうか伺いたい。

鶴田事務局次長 この問題は大学ごとに事情が異なる。したがつて職員団体に対する対応の方法も異なっていることからして総会では特に意見はでなかつた。

丁子事務局次長 先程の地方課の説明のことであるが、ストは違法行為であるから各大学にあつては厳に注意されたいと通達があつたのに、スト中止になつた後は各大学には何等の通知もなかつた。これはどういうことなのか、ということが学長懇談会での質問の趣旨であつた。職員の処分となると、職員の将来の諸般のことも考慮して最少限度の処分に留めざるを得ない。これが大学の特殊事情だという意見が述べられたことを補足しておく。

鶴田事務局次長 本日の懇談会において述べられた意見は十分尊重し関係の委員会などに相談することにしたい。

(8) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和48年11月7日(水)10時~13時

場所 国立教育会館4階第4研修室

出席者 官島委員長

加藤、今井、林、山田、戸田各委員

下沢、白田、柿内、渡部、安盛、福田

各専門委員

文部省 大崎大学課長外1名

官島委員長より、本日の主要な目的は大学設置基準の改正についての審議である。前回(10月15日)の議事要録にもあるように、それが具体化される段階で更に説明を伺い意見を述べる機会を与えられるよう文部省に対し要望していた。本日その機会が得られたので、急きよ委員会を開催することになった。あしからずご了解

願いたい。については早速文部省側の説明を伺うことにしたいとあいさつがあったのち、議事に入った。

<議 事>

1. 大学設置基準の改善案について

まず大崎大学課長より資料「大学設置基準の改善について(答申)」を基に詳細な説明があった。

これに対しつぎの問題点につき質疑が交された。

○ 学部以外の教育研究上の基本となる組織について

- ① 一の大学の中に学部と学部以外の組織がありうること。
- ② 学部以外の組織が現実化する場合に、現行の基準以上のものが要求されるということではない。
- ③ 講座制・学科目制を置かない場合にも、専任の教授は置かなければならない。
- ④ 大学の理念と弾力化について
- ⑤ 筑波大学の学系が必ずしも学部に対応するものではない。
- ⑥ 新しい制度に対し、設置基準がどのように適用されていくのか明確ではない。

○ 教育課程の編成方法について

- ① 授業科目の区分の弾力化ということは、学生が自主的にとってきた科目を単位に認めるということではない。やはりカリキュラムは予め大学が決めておくこと。その決めるプロセスは各大学一様ではない。
- ② 専門学部と教養部の調整は各大学に任せられることも従来と変りはない。
- ③ 卒業要件のための必要科目と一般教育36単位は変らない。
- ④ 基礎教育科目という区分は設けてもよ

い。しかしそれが一般教育科目を食うことになるかどうかは別の問題である。

⑤ 一般教育科目、基礎教育科目といわれているその基礎とは何か。専門科目の基礎ということもある。

○ 医学および歯学の学部設置基準について
○ 学部の定義は示されていない。すでに定着した学部の概念のうえにたっている。

○ この改善は、従来大学でやれることを根本的に変えるのではない。筑波大学ができたのに伴い弾力化をもたせる意味で改善するにすぎない。

○ 授業料債権について

- ① 徴収する方の側からすれば、制度に合せ前期・後期に区分して徴収するのがとりやすい。
- ② しかし事務が煩さになると、事務の労働問題になるので好ましくない。
- ③ この授業料債権の問題については、文部省において検討することにしてはどうか。

以上をもって首題の審議を終り、別紙「大学設置基準の改善について」の写を、11月9日の大学設置審議会の総会において大きな変更がなかったことを確めたうえで、第1常置委員長から参考資料として各大学長に送付することにした。

2. 国立大学教官等の待遇改善に関する報告審(案)について

鶴田事務局長より、このことにつき第6常置委員長より、第1常置委員会における検討の結果を文書で回答されたいと申入れがあったのでお諮りしたいと述べたのち、8月8日の理事会議事要録のうち関係部分の朗読があった。

これに対し、大よそつぎのような意見が各委員から述べられた。

○ これは前回に審議の結論にもなったように実施の可能性があるかどうか余りにも問題が多岐に及んでいる。

○ このように多くの問題があるままで、これを各大学に流すことは、第1常置委員会としての結論にはならない。

○ 第6常置委員会では、その後どのような検討がなされたのであろうか。再検討の余地も、またその妥当性もあるのではないか。

○ 今、大学運営協議会で作業が進められている第3次の調査研究報告書には「……このようなことにつき国大協がやるのは問題がある」というような趣旨のことが述べられているのに、他方でこのような報告書を出すとすると国大協の考え方の一貫性をくずすことになる。

○ このようなことは国大協の中でもいろんな場で話題にはなっている。したがって、これを全く無くすことはできないであろう。だからといって、これが直ちに第1常置委員会の検討事項というのも適当ではない。

○ 常置委員会は、元来実現可能なことを審議するところである。このような課題は運営協議会かあるいは特別委員会を新たに設けて、自由な発言の場でまず検討されるべき問題である。

以上のような意見が述べられたのち、このことについては、文書をもって第6常置委員会に回答することになった。

(9) 第2常置委員会・入試期特別委員会合同会議議事要録

日時 昭和48年12月11日(火) 15時~17時

場所 国立大学協会会議室

出席者 (第2常置委員会) 谷田委員長

松本, 奥野, 小山, 清水, 丸井, 曾沢
小島, 中村, 金城各委員

(入試期特別委員会) 相磯委員長

実方, 加藤, 北村, 豊田, 佐野, 増尾
井上, 中村, 山岡, 芦田, 池田, 許斐
黒田各委員

入試改善会議 小川会長

文部省 大崎大学課長 外1名

谷田第2常置委員会, 相磯入試期特別委員会の両委員長主宰のもとに開会。

初めに谷田委員長より、急きょ合同委員会を開催することになった。また、入試期特別委員会委員長の交替があり、その手続中でもあったので、第2常置委員会委員長の単独名義で招集した。あしからずご了承願いたいとあいさつがあった。

<議事>

1. 国立大学の入試期について

初めに谷田第2常置委員長から、前回(10月17日)の合同会議において審議されたように入試期に関するアンケート結果は、A. 全国一斉1回制とするのがよい。B. 現行どおりのI期・II期の2回制でよい。のいずれにもまとめることができなかった。他方文部省においては、入試改善会議において、入試1本化の問題につき、1本化と2回受験のチャンスを両立させることができないかどうかの検討が進められている。本日は入試改善会議の小川会長および大崎大学課長他1名が出席されたので、この問題についての審議状況を伺い、それに対しこの合同会議として意見を述べることにしたいと述べられた。

ついで小川入試改善会議会長より、概ねつぎのような説明があった。

数年前までは、文部省から翌年度の国立大学

入学試験期日を発表していたが、この入試改善会議を設け、入試をどうしたらよいかを検討し、改善の方向を打出していこうということになった。しかしこの問題の検討を進めていく過程において、顕在化してきたのがいわゆるⅠ期校・Ⅱ期校の問題であり、入試問題の抜本的改正は容易な問題ではないことがわかった。

Ⅰ期校は一流校、Ⅱ期校は二流校だといわれているときく。しかしⅠ期、Ⅱ期いずれの大学にもそれぞれの特色がある。何処がどういう基準でⅠ期校、Ⅱ期校の区分けをしたのか明らかでない。高等学校長会議からはこの問題に関連して見解が出され、共通テストを行なうのはどうかということである。改善会議においては、共通テストの結果を大学がどのように利用するかは各大学の自由であるが、共通テストは必要と考えている。しかしその実施時期は国立大学の入試一元化の実施時期と同時であると予想している。そこで、一元化した場合の問題点を事前に解決しておくことが望ましいので、本日はこの問題についての国大協のお考えをきくことにしたい。

つづいて大崎大学課長から、資料<Ⅰ期、Ⅱ期制改善案>に基づき概略つぎのような説明があった。

国立大学の入試にはⅠ期、Ⅱ期の別があり、しかもこれがⅠ期校、Ⅱ期校間に大学の格差があるかのような印象を受験生のみならず大学関係者等にも与えており、このことは受験生の志望校選択や入学後の勉強意欲に悪影響を及ぼしている。

よってこの際に、国立大学の入学者選抜時期を一元化することが適当ではないかという議論の方向がでてきた。しかしながらⅠ期校、Ⅱ期校併願者には、経済的に必ずしも恵まれていな

い受験生が多数を占めている実情である。

このような状況を考慮すると、これらの受験生に国立大学入学の機会をなるべく確保することの重要性が論議の対象となる。

したがって、望ましい方法としては国立大学のⅠ期、Ⅱ期を一元化したうえで、全国立大学が2回の選抜を行なうことが考えられる。それにはつぎの方策を講ずることが適当ではなからうか。

- (1) 国立大学志願者は、第1志望・第2志望の大学を定めて出願する。
 - (2) 各国立大学の入試期日は一元化し、志願者は第1志望の大学を受験する。
 - (3) 各大学は、第1志望の志願者について共通学力検査の結果、調査書、大学独自の試験等によって合格者を決定し、原則として一定割合を第2志望の志願者のために留保することとする。
 - (4) 定員留保分および入学辞退者の分について、第2志望の志願者を対象として、共通学力検査の結果、調査書、小論文等により合格者を決定する。この場合、第1志望で不合格となった者を含めて選抜することもできる。
- 以上の説明に対し、つぎのような問題点につき論議が交された。

- 共通テストの実施により、現在の入試に関する問題が解決されるのかどうか疑問である。
- 共通テストは、過去に進学適性検査、能研テストと二つの例があり、いずれも成功しなかった。今回の共通テストはそれらの欠点を反省されたいうえで検討されねばならない。
- 調査書の採用には、大学に格差があるのと同じように高校にも格差がある。これをどのように考えているのか、また共通テストを足

- 切りのための資格試験にすることは適当でない。
- 先進国ではいずれの国も大学入試のための資格試験をやっている。それをやらないと高校ではどの程度の勉強をしたらよいか判らない。現在の高校の勉強は大学入試のためにゆがめられている。つぎに大学は第2次の試験でそれぞれ個性のある試験を十分余裕をもってやることできる。
 - 資格試験という表現は適当でない。高校を卒業すれば大学入試の受験資格はとれることになっている。共通学力検査、調査書、大学独自の試験と3本立の方法が現実の問題として実行できるのかどうか。
 - 受験生は第1志望・第2志望の大学を定めて出願するということであるが、そうすると特定の大学に志願者が集中することになるおそれがある。
 - 国大協は、一方でいわゆるⅠ期校・Ⅱ期校の一元化問題を検討している。他方、共通学力試験が実施できるかどうかの調査研究を進めているが、まだ共通試験にはそれだけのメリットがあり改善になるとは言っていない。
 - 実施の時期について、文部省としては今のところ関係団体からのまとまった意見を何も聞いていない。それらの意見を伺った上で、それにより検討してみないと実施時期の予定をたてられない。
 - 入試全国一回制についてのアンケートの結果には、2回受験のチャンスを希望する大学もある。高校側にも同様の要求がある。
 - 国立大学の入試は一元化が適当である。一元化した場合にも2回のチャンスの道は残しておき、双方の要求を生かすことにしたい。それにはどういう方法があるかを検討しな

ければならない。

- 高校も入試の実施主体に加わるということであるが、大学の入学試験は大学が行なう試験であって大学の責任でやるべきである。高校はその責任の外にある。
- 共通テストには公平と適正な問題が期待される。そのためにも高校の実情をよく知ったうえで試験を実施することが望ましいが、具体的ことは国大協の正式の見解も伺ったうえでないと決められない。
- 第2志望の志願者のために一定割合を留保するという点について、いまのところは具体的な割合までは出てない。これからの検討課題である。
- 社会制度をこのままにしておいて入試だけを変えても基本的な問題は変わらない。むしろ改悪につながるおそれすらある。周辺の問題を解決するところに大きなメリットがある。
- 共通試験は内申書と合せて高校の学力の到達度を共通に判断するところに本来の趣旨がある。国大協の検討の結果を含めて実行に移すことになる。それには関係方面の合意が得られることを期待している。

<大崎大学課長退席>

- 国大協では、各科目別専門委員会において目下、コンピューターに載せられるよい問題ができるかどうかを研究中である。たとえば歴史については、かなり深い理解がないと解答できない問題ができるときいている。

しかし学内においてこの作業は文部省の下請けではないかと批判する向きもあるので、文部省から高校側に情報を流される際にはできる限り慎重に願いたい。また文部省は今後も国大協と十分連絡をとりながら進めてもらいたい。

○ 高校長会議ならびに高校側には、入試2回チャンス、1回制の両意見がある。文部省は、国大協に国立大学の入学試験は国大協の立場で検討をお願いしている。長期的展望のうえに立って改善の方策を検討されるよう期待している。

概ね以上のような意見交換が行なわれたのち、相磯委員長から本日のまとめとしてつぎのような提言があった。

今日はここで結論を出さなければならないということではない。本日は改善会議の話しを伺い、それに対しとりあえずの意見交換を行なったところで止めておきたい。一元化、共通学力試験、どのように実施できるか、メリットがあるのかどうか、また受験生の負担はどうか、具体的な実施案ができるかどうかにつき関係の委員会で検討中である。今の段階ではよい問題ができそうであると聞いている。今後は各大学地域の高校の意見、父兄の希望なども参考に研究を進めたい。他方、文部省の進行状況も伺いながらある意味では国民的合意も得られるような方向で改善の検討を進めている。何か問題点のご指摘があれば関係の委員会で検討し、見解がまとまって理事会の了承が得られるなら各大学に流すことになる。

これに対し文部省側から、本日配付した（取扱注意）の資料は、入試改善会議における多くの意見を総合して、これなら改善会議の同意が得られるのではなかろうかという予測のもとに、とりあえずまとめた未定稿の資料である。その趣意を十分ご理解願いたいと述べられた。

2. その他

委員長から旭川医科大学と筑波大学の入試期につき、いずれもI期校志望が出されていたが、各大学ならびに文部省と協議の結果、旭川

医科大学はII期、筑波大学はI期校にそれぞれ決定したと報告があった。

(10) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和48年12月11日(火)15時30分～17時

場所 学士会分館7号室

出席者 後藤委員長

大原、玉山、鐘ヶ江、小島、水戸部、
桜場、牧、日高、小池各委員

白倉専門委員

後藤委員長主宰の下に開会。

<議事>

1. 外国人教師および留学生に関するアンケートについて

委員長より、本日は外国人教師、在外研究員、留学生等に関するアンケート調査を主として議事を進めることにしたいと述べられ、アンケートについては、去る10月31日の理事会において若干の修正意見が出されたので、白倉専門委員と急きょ相談し手直しをしたなど、作案の経緯について報告された。アンケートは各大学宛送付し、12月25日締切をまって問題をしぼるが、各大学の意見はそのままとるだけにして、これを集計することは適当でなかろうと述べられた。

2. 西ドイツ大学学長招待について

このことについて委員長より次のとおり説明があった。

○ 標記招待経費については、日本学術振興会から49年度予算として680万円を要求中である。

○ 来日のスケジュールについては、招へいの時期・期間・視察地区等について西独学長招待準備委員会において早急に決定し、在独松田先生を煩わし西独関係にご連絡を願ひ、そ

の返事をまっせ外務省・文部省と折衝を始めることになっている。

- 招待学長については、なるべく専門分野の異なる人を招く方針である。
- 予算の多少の不足については、日本学術振興会が協力する。

以上の説明に対し次のような意見が述べられた。

- 目的は、単なる観光ではなく、両国の学長グループが一堂に会し、文化交流について話合いの場をもつことである。この場合典型的な両国大学間の話合いをもつべきであろう。
- 学生交流の問題をスケジュールに入れ、なるべくデスクスの場をつくってはどうか。
- 将来は、招待ではなく、必要経費を正式に予算に組入れて派遣に切り替えてほしい。
- 国交のある国で未だ文化協定を結んでいない国との文化交流を促進してはどうか。

概ね以上のような意見が述べられたが、この最後の事項の実現を期するため、来年1月早々にもこの問題を審議するための小委員会を設けることとした。

3. その他

本協会宛に提出された要望書について委員長より次のとおり報告があった。

- (1) 留学生事務担当職員の海外派遣について
東京地区国公立大学厚生補導部課長懇談会（当番校東京水産大学学生部長）より別紙(1)の要望があった。（これについては、49年度概算で要求中。）
- (2) 外国人教師等宿舎の整備充実について
第2回国立十大学学長懇話会（開催校東京商船大学長・東京水産大学長）より別紙(2)の要望があった。

この報告に対し次のような意見が述べられ

た。

- 外国人教師等宿舎の整備充実については、各大学が概算要求をするよりほか方法がない。
- 実現困難の理由としては用地獲得の困難があげられている。
- この問題は、むしろブロック毎に解決を図るのがよいであろう。

なお、以上の本日の議事については、明12日の総会において委員長より報告を行なう旨了承された。

(11) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和48年12月11日(火)15時30～17時30

場所 学士会分館3号室

出席者 都留委員長

丹羽、和田、市村、石原、氏原、太田
井手、佐野、釜洞、飯島、中村、田中
各委員

稲野、手塚、高梨各専門委員

都留委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶に続き新委員の太田東京学芸大学長の紹介があつてのち議事に入つた。

議事

○ 「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」について

初めに委員長より、この報告書(案)の取扱い問題の経過について次のとおり説明があつた。

6月20日の総会時に開催された委員会では、5月10日の理事会で決定された方針(この報告書(案)を関連委員会・研究部会等で検討する)を促進するということが了承され、また、この報告書(案)を各大学へ回付する場合に①

関連委員会等での検討を経て調整を加えた案にしてから回付する。あるいは②前期の第6常置委員会で作成した素案として回付する。のいずれにするかは、理事会に諮って決定するという事で委員長一任とされた。

その後、関連委員会等にこの報告書(案)に対する意見を早くききたいと希望してきたが仲々捗らなかつた。それで、この問題の処理を早く決めたいと思い理事会の開催を要請し、去る8月8日にこれが開かれた。その際、この報告書(案)を給与問題小委員会が作成した「検討資料」ということで各大学に「回付」することを提案したが否決され、5月10日理事会の決定を促進するという事で終わった。その後10月31日に理事会が開催されたので、その際にもこの報告書(案)の各大学への回付を急ぐよう、本日配付になっている「報告書(案)作成の経緯等について」に基づいて説明、要望したが、この時も、関連委員会等での審議が未了であるとしてこの提案は否決された。しかし、そういつまでも遷延されては困るので、11月20日までに関連委員会等の意見を文書により提出するよう依頼した。その結果、提出されたのが別紙の第1常置委員会と第1研究部会の意見書である。それで、去る11月24日に給与問題小委員会を開催してこの意見書について審議し、これに対する小委員会の見解を文書でまとめることを決定し、併せて今後のスケジュールとして次のことを決定した。すなわち、本年5月10日理事会決定による関連委員会等との意見交換の作業はこれを以て終了したものとする。したがって、給与問題小委員会の責任において本報告書(案)を各大学に早急に回付(必ずしも回答を求めるものではない)することを次回理事会に再度要請する。以上がこの問題についての本日までの概略の経過

である。

以上の経過報告に続いて委員長より更にこの報告書(案)の取扱いについて次のような意見が述べられた。

本年6月の総会で役員の改選が行なわれ、本委員会も委員が半数交替した。それで、この報告書(案)の問題はこの新委員会に引きつがれることになったが、この報告書(案)はその前に既に成案が得られていたので、これを今度の新委員会で改めて審議願うよりも前期委員会成案として各大学に早く配った方がよいのではないかと考えている。一方、この教員の待遇改善問題については文部省の「教員等待遇改善研究調査会」より国大協の意見を問われており、調査会では来年9月答申の予定にしている。このような背景の下でこの問題をどう処理するかについては二つの案が考えられる。①は上述の11月24日の給与問題小委員会が決めた案——給与問題小委員会の責任において本報告書(案)を各大学に早急に回付するという案。②は現在の第6常置委員会でこの報告書(案)を検討し直すという案、である。以上の二つの案のうち第2案の道を選ばなかつたのは、前述のように文部省の調査会の答申が来年9月に予定されているのに、この調査会の大学部会は国大協の意見がまとまらないため休業状態になっているという事情があるためである。この教員の待遇改善問題が取上げられてから既に3年近くも経っており、これについての給与問題小委員会の案が漸くでき上がったことでもあり、これを各大学の検討資料として貰えれば幸いと思うわけである。

なお、第1常置委員会と第1研究部会からの意見書については、小委員会の立場からはこの意見に基づく本報告書(案)の手直しは必要な

いと結論となった。そのことを理解して貰うために別紙「関連委員会等の意見に対する小委員会の見解」をまとめたのでこれを披瀝したい。(ここで第1常置委員会と第1研究部会の意見書とともに小委員会の見解の朗読があった。)

本報告書(案)の取扱いについての事情は以上のおりであるが、もしこれの処理を委員長一任として貰えれば、この報告書(案)を給与問題小委員会の「検討資料」ということで各大学に「回付」することにしたい。なお、その際「報告書(案)作成の経緯等について」、第1常置委員会と第1研究部会の各「意見書」およびこの意見書に対する「小委員会の見解」などの資料を添えたいと考えている。このような提案を理事会に対して行ないたいが、この提案がもし再び理事会で否決されれば、小委員会としてはこの報告書(案)を廃案とし、小委員会も解散するつもりである。

以上の委員長の提議に対し種々論議が交されたが、その主な論点は次のようなものであった。

- 制度に関する問題は本来第1常置委員会の担当事項であるので第1常置委員会の意見を十分にきく必要がある。
- 小委員会の責任においてこの報告書(案)を出すというが、そのあとの責任は国大協ということになる。執行部が責任を負うのであればできることではない。
- 一方で狙上の検討を望むと言いながら、他方で文部省の調査会の関係で早く解決したいと言うのは矛盾している。国大協としての合意がなければ調査会での発言は不可能である。
- この報告書(案)を前期委員会の成案とし

て現在の委員会はこれに関与しないといっても処理上の責任は現在の委員会にある。現在の委員会で責任もてるようこの報告書(案)を検討し直す方がよい。

- この問題は急ぎ過ぎない方がよい。関連委員会等への回答見解ができたのならそれを渡してそれが求める答えであるかどうか検討して貰い、十分納得が得られてからアンケートをするようにした方がよい。また、その前に第6常置委員会でもこれでよいとの意見一致が必要で、小委員会だけの責任でやることには問題がある。段階を踏んで進めた方がよい。
- この報告書(案)は抜本的内容でよいものと評価はしているが、これをそのまま各大学に配るには疑問点が多い。特に教員の教育業績評価の問題はむずかしい。
- この報告書(案)に対する現在の国大協内でのコンセンサスの状況でこれを文部省に示せば適当につまみぐいされる懸念がある。第6常置委員会で詰めて検討すれば半年か1年以内で検討が済む。第1案——小委員会の責任においてこの案を各大学に配ること——は、委員としての責任を果たすことにはならない。理事会で承認できない案がどんどん出されるようなことになれば問題である。
- この案には問題点が沢山ある。職階制の廃止は管理運営に影響する。運営上どうであるかの案が必要である。
- 現在の第6常置委員会として恥ずかしくないものとして出す必要がある。国大協内で不統一の印象を与えることは好ましくない。全体のコンセンサスを得て出すのがよい。
- 通し号俸案だけなら了解されやすいが、これが任期制につながると新たな問題となる。

- この報告書(案)の問題についてはどこかに抵抗がある。ブレーキがありながら小委員会でやることは国大協としては不安がある。ブレーキの本体がはっきりするとよい。
 - この報告書(案)の内容は現状追認的なものであると小委員会の「見解」には述べられているが、実質は改革であるからはっきりそう主張した方がよい。
 - 現在の第6常置委員会で筋の通った「前文」をつけ、できれば関係資料を添付してこの報告書(案)を各大学に送ることを検討の第一歩としてはどうか。
- 以上のような諸意見に対し、委員長および給与問題小委員会の各委員よりこの報告書(案)が作成されるに至るまでの経緯やこの報告書(案)の取扱い問題についての経過等について種々説明があったほか、次のような意見が述べられた。
- 5月10日の理事会以降この報告書(案)を各大学に配付したいという提案が3回も否決されている。十分な根拠があつてのことなら別だが内容的な論議はほとんどない。この成案を批判の俎上に乗せるくらいのこととしてもよいのではないか。
 - 国大協自体でも以前から教員の待遇改善案として①通し号俸制②昇給曲線の中ぶくらみ化③若手教官の待遇改善、等の構想を持っていた。教員の待遇改善を考える場合、本報告書(案)のような構想は或る程度必然的なものといえる。しかし、これが現在どこでも論議されていない。この案を提出してこれに対する意見を吸収してもよいのではないか。
 - 46年度の「大学問題に関する調査研究報告書」にも本報告書(案)と同じ考えが示されている。その点から考えればこの報告書(案)

をを発表することを止めるいわれはないのではないか。この案を発表した上これに対する意見をふまえて検討するという手続にしてもよいのではないか。

- 通し号俸案をとれば当然職階制改革となる。この点に触れないで給与改革はできないと思われる。
 - 任期制の問題が特に問題とされるが、現在でも講師—助教授—教授に昇任の際業績評価が行なわれている。この業績評価は概ね8年毎くらいに行なわれているので、任期制といっても現在の制度とそう変わったものではない。
 - 案の骨子をまず照会して各大学の意向をききながら作業を進めた方がよいとの意見もあるが、筋の通った一つの案をどこかで作らないとこの待遇改善の問題は進展しない。原案を提出して叩いて貰って更に検討を進めるといふことでもよいのではないか。
 - 「研究所問題に関する調査研究報告書(案)」が今回国大協から出され、これに対しては各大学からかなり意見が出されている。この待遇改善に関する報告書(案)についても意見が出てくればこれが集約されまとまってくる。このままの状態ではいつまでも最終案ができず公表することができない。
- 概ね以上のような意見交換がなされたのち、委員長よりこの問題の処置について次のような提案がなされた。
- 前述の二つの案(第1案=給与問題小委員会の責任において本報告書(案)を各大学に早急に回付するというもの。第2案=現在の第6常置委員会で本報告書(案)を検討し直すというもの。)のほかの第3案として、この報告書(案)を給与小委員会案として各大学に「回付」し討

議して貰い、これを集約整理する。そして、更に関連委員会等の次の意見も集め、第6常置委員会としても納得の行く案を次の段階で作るということにしてはどうか。

この提案について種々論議の結果、この新提案を了承し、この報告書(案)を各大学に回付する際には第6常置委員会の名を以て回付の趣旨を明らかにした前文を付することにし、この結論を明日開催の理事会に提案することとした。なお、各大学への回付は報告書(案)のみとし他の資料は添付しないこととした。また、上述の「前文」は委員長が明日までに起草し、総会開会前に持回りで各委員の承認を求めることとした。

以上で本議題についての審議を終り、最後に委員長より、本委員会としてこれから取り上げる問題としては大学財政の問題があること、また、過般(11月22日)の大学院生協議会代表との会見で要望された事項については委員長が総会の席上で披露することにした、などのことが述べられた。

(12) 大学運営協議会各研究部会 合同会議議事要録

日時 昭和48年11月13日(火)10時~16時

場所 学生会分館8号室

出席者 林委員長

(第1研究部会) 芦田部会長

井上、雄川(主査)、山田(主査)各委員

(第2研究部会) 宮島部会長

下沢、小野、綿貫、渡部、式部、中嶋各専門委員

(第3研究部会) 谷田部会長

池田、武田(主査)、田畑(主査)各

委員

小野木専門委員

(合同研究部会) 広根部会長

綿貫、永松各専門委員

林委員長主宰のもとに開会。

林委員長より大学改革に関する第3次調査研究報告書(案)については、去る9月4日付各大学長宛照会したが、今日までに大部分の大学から回答があり、多数の意見を寄せられた。これに対し各研究部会においては、それぞれ部会を開催し詳細にわたり検討された結果、配付資料のように修正意見をまとめていただいた。

本日は、これに基づいて各研究部会からご説明を願い、全体としての調整その他についてご意見を伺い、明後日の大学運営協議会と理事会の合同会議に諮る案をご協議願いたい。

なお、特にご意見がなければ早速各部会からのご説明に移りたいとあいさつがあった。

これにつづいて鶴田事務局長より、今後の作業予定について、この第3次報告書(案)は明後日の理事会と大学運営協議会の合同会議において審議のうえ承認されれば、それにより決定稿をまとめ早速印刷に廻し、12月の総会に附議し採択されたのち、各大学に希望部数を配付することにしている。日程が逼迫しているので審議の促進をお願いすると補足説明ならびに要望があったのち、各部会からの報告と協議に入った。

議事

◎ 大学改革に関する調査研究報告書について

○ 第1研究部会(大学の管理運営)

雄川主査より配付資料にもとづき修正箇所の説明があり、つづいて山田主査から補足説明があった。これに対し若干の質疑応答や意見交換があったのち別紙のとおり了承され

た。

○ 第2研究部会（大学の研究と教育）

下沢専門委員から、柿内主査がやむを得ない他用のため本日の会議に出席できないので、わたくしが代って説明し意見を伺い後刻柿内主査のもとで調整することになっているのでよろしくお願ひしたいと前置きし、配付資料にもとづき修正箇所の説明があった。これに対し「教養部のあり方」、「研究教育条件の改善」等の各項目のところで修正意見が述べられ、これらの意見をふまえて第2研究部会において後刻更に検討を重ねて表現を整えることとして了承された。

○ 第3研究部会（大学と社会）

武田主査および田畑主査から配付資料にもとづき修正箇所の説明があった。これに対し若干の質疑応答が行なわれ原案のとおり了承された。

○ 合同研究部会（大学における学生）

綿貫専門委員および武田委員から配付資料にもとづき修正箇所の説明があり、これに対し課外活動におけるクラブ顧問教官の役割、学生部長の選考方法などにつき意見が出され、若干字句の修正を行なうことで原案を了承した。

以上をもって各部会の報告書（案）に対する各大学の意見をふまえたうえでの検討結果の報告とそれに対する協議を終り、最後に「まえがき」についての協議に入り、本報告書作成に至る事実経過の説明の点ならびにこの報告書をまとめるうえの態度方針に関する表現についての協議が行なわれた。その結果、原文を一部修正し別紙のとおりとした。

これをもって大学改革に関する調査研究報告書（案）についての全体の検討を終り、これを

最終案として明後日の大学運営協議会・理事会の合同会議に提案することになった。

(13) 西独学長招待準備委員会議事要録

日 時 昭和48年12月11日（火）13時30分～15時

場 所 学士会分館7号室

出席者 林 会長

加藤（六）、芦田、井上、飯島、後藤各委員

議事に入る前に、この準備委員会の運営上、委員長を定めた方がよいのではないかとの提案があり、協議の結果、林会長にこれをお願いすることになった。

<議 事>

◎ 西独学長招待の準備計画について

初めに、西独学長招へいに関する予算の件について後藤委員より次のとおり説明があった。

別紙予算書は文部省から大蔵省に提出したもので、これの積算基礎は国の基準単価によるものである。しかし、この予算では今年われわれが西独に招かれた場合と同待遇にするには不足である。それに食費は西独の方がわが国よりも安い。そのようなことから、この予算では不十分であるということで文部省に対し増額折衝をした。

旅費（航空賃）についてはエコノミークラスで概算要求したが、これはファーストクラスで要求することも可能であったので、むしろそのような形にしてその差額を他の面の経費に回した方がよかったと気がついたが、手遅れであった。

上述の増額折衝は、滞在費1日単価13,900円を24,000円程度にするよう交渉し、その結果、

総額 130 万円の上積みの了解がいった。

なお、この予算問題については、過日大蔵省の文部担当主計官にも会ったが、先方はこの計画のことをよく承知していたので、見通しについては大体心配ないと思う。

以上の予算の話に関連し、加藤（六）委員より次のような意見が述べられた。レセプションや観劇等の費用は文部省で持つようになるであろうし、また食費等は各大学でサービスできるものがあるであろう。このように実際に要る金と要らない金（他のものが負担するもの）を割り出して不足額をみる必要があるであろう。

各大学訪問の際の通訳は当該大学から出してもらおうことになる。「随行」は国大協としての随行となるが、ドイツ語のわかる人なら都合がよいと思う。

ついで飯島委員より、この事業計画を進めるに当っては、まずスケジュールの検討と先方への正式招請状発送のことを早急に決める必要がある、と提言があり、この招請状発送のことについては、その連絡方法を松田先生に問合わせることとし、林会長が加藤（一）前会長と連絡のうえ今週中に照会の文書を送ることとした。そして、その返事をきいた上で文部省、外務省等と折衝を行なうこととした。なお、招請状の宛先は学長会議になると思われるが、外務省、DAAD等へも連絡をすることとした。

続いてスケジュールの問題について協議し、招へいの時期は来年秋、期間は3週間、視察地区は東北・北海道を除く関東以西地区とするなどの基本方針に基づいて種々意見交換が行なわれ、下記のような経過で一応の素案がまとまった。

○ 行事の内容は大学・研究所等の訪問、関係方面（政府、文部省、学術会議等）との懇談

会、名所旧跡等の観光、フリータイム等となるであろう。なお、招待学長の専攻分野により多少バリエーションもあるであろう。

- 1/3は学術研究関係、1/3は日本紹介関係と
いうような見当でよいであろう。
- 関東地区、関西地区、中国・九州地区それぞれ1週間当てくらいの枠で考えたらよいであろう。
- 大学の視察は、一般的説明のあと全員一緒に視察と分散しての視察というようなことになるであろう。
- 大学全般のことについては文部省が説明することになるろう。
- 昼食は大体学長招待というようなことになるであろう。
- レクリエーションやショッピングの時間の余裕も考えておくべきであろう。

概ね以上のような論議を経て、下記のような大枠のスケジュールが出来あがった。ただし、来日の曜日にズレがあれば、日程の手直しが必要となろう。

<スケジュール案>

- ◎ 9月30日（月）～10月6日（日）関東地区
表敬訪問：文部省、外務省
レセプション：
懇談会：政府、文部省、学術会議等
大学訪問：東京大学、東京工業大学、
東京教育大学、東京学芸大学、慶応大学、東海大学（相模校舎）等
研究所訪問：無機化学研究所、防災研究所等
名所観光：箱根、歌舞伎座等
- 箱根で1泊
- 観劇は夕刻

- フリー時間（専門別による随意視察）も考慮する。
- 6日（日）に京都へ移動する。
- ◎ 10月7日（月）～10月13日（日）関西地区
 大学訪問：京都大学，大阪大学，奈良教育大学，名古屋大学等
 名所観光：桂離宮・嵐山・金閣寺・東山等(京都)，薬師寺・唐招提寺等(奈良)
- 京都滞在3日間（その間に名古屋大学を訪問）
- 奈良滞在3日間
- 13日（日）に瀬戸内海航路で大分へ移動する。
- ◎ 10月14日（月）～10月19日（土）九州・中国地区
 大学訪問：大分大学，九州大学，九州芸術工科大学，広島大学等
 名所観光：阿蘇(或いは雲仙)，宮島等
- 別府または大分で1泊
- 阿蘇で1泊
- 博多で1泊
- 博多より広島へ
- 広島で2泊
- 19日（土）に帰京
- ◎ 10月20日（日）帰国
 以上のスケジュール素案を更に各地区毎に詰めて，次回に更に検討することにした。なお，具体化に当っては関係大学長の意見や協力が必要なので，京都大学長，九州大学長の参加を求めることとした。また，この作成過程で文部省，日本学術振興会にも連絡を取り打合わせることとした。
 今回は1月11日（金）午後2時より開催の予定。

2 諸会合

（昭和48. 10. 21～12. 31）

月	日	曜	時刻	会議名
10.	29	月	10時	第2研究部会
10.	30	火	13時	合同研究部会
10.	31	水	10時	第3常置委員会小委員会
10.	31	水	13時	研究所特別委員会小委員会
10.	31	水	15時	理事会
11.	1	木	11時	第1研究部会
11.	2	金	10時	コンピューター専門委員会小委員会
11.	2	金	11時	第3研究部会
11.	7	水	10時	第1常置委員会
11.	7	水	13時30分	実施方法等調査専門委員会小委員会
11.	13	火	10時	大学運営協議会 各研究部会合同会議
11.	15	木	10時	大学運営協議会・理事会合同会議
11.	15	木	15時	理事会
11.	16	金	13時	図書館特別委員会小委員会
11.	24	土	10時	第6常置委員会小委員会
11.	28	水	10時	教員養成制度特別委員会小委員会
11.	28	水	13時30分	実施方法等調査専門委員会小委員会
11.	29	木	13時	第2常置委員会小委員会
11.	29	木	14時	日教組との懇談会
12.	4	火	11時	研究所特別委員会専門委員会

- 12. 6 木 11時 日教組との懇談会
- 12. 6 木 13時 入試改善調査委員会
- 12. 11 火 13時30分 西独学長招待準備委員会
- 12. 11 火 15時 第2常置委員会・入試期特別委員会合同会議
- 12. 11 火 15時30分 第5常置委員会
- 12. 11 火 15時30分 第6常置委員会
- 12. 12 水 10時 第53回総会(第1日)
- 12. 12 水 12時 理事会
- 12. 13 木 10時 第53回総会(第2日)
- 12. 14 金 10時 第20回事務連絡会議
- 12. 17 月 13時30分 コンピューター専門委員会小委員会
- 12. 20 木 10時 実施方法等調査専門委員会

3 第53回総会国立大学協会事業報告書

(注) 第52回総会より今総会前まで

1. 諸会合(106回)

(1) 第52回総会

48. 6.19 (火) 第1日

6.20 (水) 第2日

(2) 事務連絡会議

48. 6.22 (金) 第19回事務連絡会議

6.22 (金) 幹事会

(3) 理事会(5回)

48. 6.19 (火) 理事会

8. 8 (水) 理事会

10.31 (水) 理事会

11.15 (木) 理事会(運営協議会と合同)

11.15 (木) 理事会

(4) 常置委員会(29回)

ア) 第1常置委員会

(主要審議事項)「大学院および学位制度の改善について(中間報告)」を検討し、委員会の見解をまとめ大学基準分科会長に要望した。また大学設置基準の改善案につき文部当局の説明をきき、意見交換を行った。なお第6常置委員会の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」のうち委員会関係部分について検討した。

48. 6.20 (水) 常置委員会

7.18 (水) "

9. 4 (火) 小委員会

10.15 (月) 常置委員会

11. 7 (水) "

イ) 第2常置委員会

(主要審議事項)入試期特別委員会とともに国立大学入試期一本化に関する各大学アンケート回答について審議した。また「調査書についてのアンケート集計報告」の活用と身障者の大学進学問題を検討しそのための小委員会を設置した。

48. 6.20 (水) 常置委員会

7. 2 (月) 小委員会

7.11 (水) 常置委員会(入試期特別委と合同)

10.17 (水) 常置委員会

10.17 (水) "(入試期特別委と合同)

11.29 (木) 小委員会

12.11 (火) 常置委員会(入試期特別委と合同)

ウ) 第3常置委員会

(主要審議事項)課外活動中における学生の災害事故について審議し、各大学に実態調査を依頼した。また昭和49年度大学卒業予定者のための就職推せん選考開始時期

等について大学8団体とともに申し合わせを行なった。

48. 6.20 (水) 常置委員会

8.16 (木) //

9.10 (月) 小委員会

10. 2 (火) 常置委員会

10.31 (水) 小委員会

エ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 「正課中における学生の災害事故者に関する調査集計」により各大学に対しその対応策に関する基本方針についてのアンケート調査を行ない、その回答に基づいて文部省に対し早期対策樹立のための要望書を提出した。

48. 6.20 (水) 常置委員会

10.11 (木) //

オ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 国際交流の促進のための資料として各大学に対し、外国人教師、在外研究員ならびに留学生に関する実態調査のアンケートを行なった。また西ドイツ学長招待のための来年度予算について関係方面と折衝した。

48. 6.20 (水) 常置委員会

7.23 (月) 小委員会

9.20 (木) 常置委員会

10. 4 (木) 小委員会

10. 9 (火) //

12.11 (火) 常置委員会

カ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 昭和49年度予算に関し関係方面に要望書を提出するとともに国立大学教官等の待遇改善に関する報告書案を審議し、また当面の待遇改善に関し関係方面に要望した。

48. 6.20 (水) 常置委員会

9.29 (土) //

11.24 (土) 小委員会

12.11 (火) 常置委員会

(5) 特別委員会 (38回)

ア) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学教育改革に関する調査研究報告書の素案をとりまとめ国立大学各医学部長に対し意見照会を行なった。

48. 9.17 (月) 特別委員会

10. 8 (月) 小委員会

イ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館振興についての昭和49年度予算に関する要望書を取りまとめ、文部省、大蔵省に要望するとともに大学図書館改革に関する第2次調査研究報告書案について審議した。

48. 7.20 (金) 小委員会

8.24 (金) //

8.25 (土) 特別委員会

9. 7 (金) 小委員会

10.13 (土) //

10.22 (月) //

11.16 (金) //

ウ) 研究所特別委員会

(主要審議事項) 大学における「研究所問題」に関する調査研究報告書(案)をとりまとめて各大学にアンケートするとともにその回答に基づいてさらに検討を進めた。

48.10.31 (水) 専門委員会

12. 4 (火) //

エ) 入試期特別委員会

(主要審議事項) 入試期日組替方針(案)に対する各大学回答を分析検討し、その結果第2常置委員会とともにI期II期制一本

化の問題について各大学にアンケートしその回答について審議した。

48. 6.26 (火) 小委員会

7.11 (水) 特別委員会

(第2常置と合同)

10.17 (水) " (")

12.11 (火) " (")

オ) 入試改善調査委員会

(主要審議事項) 国立大学入試改善調査研究の実施事業計画に従い、各科目別、実施方法、コンピューター等各専門委員会の審議を進めた。

48. 6.27 (水) コンピューター小委員会

7. 7 (土) 実施方法等委員会

7.17 (火) コンピューター委員会

7.23 (月) 科目別連絡会議

7.28 (土) 実施方法等委員会

8. 7 (火) 入試改善調査委員会

8.24 (金) 入試改善調査小委員会

8.29 (水) コンピューター委員会

8.31 (金) 科目別連絡会議

9. 3 (月) 実施方法等小委員会

9. 7 (金) 事務担当者会議

10. 6 (土) 実施方法等小委員会

10.15 (月) コンピューター小委員会

10.15 (月) コンピューター委員会

10.18 (木) 実施方法等小委員会

11. 2 (金) コンピューター小委員会

11. 7 (水) 実施方法等小委員会

11.28 (水) " "

12. 6 (木) 入試改善調査委員会

カ) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 「教員養成制度改善に関する調査研究」について教員養成系における大学院の問題と教員養成大学(学部)

の設置基準の問題について審議した。また新構想による教員養成大学の問題につき情報ならびに意見交換を行なった。

48. 6.26 (火) 小委員会

8.10 (金) "

8.10 (金) 特別委員会

10. 1 (月) 小委員会

11.28 (水) "

(注) 今期は科学技術行政、新設大学拡充、教養課程、教職員厚生等、入試調査各特別委員会の開催はなかった。

(6) 大学運営協議会(19回)

(主要審議事項) 大学改革に関する第3次調査研究報告書(案)をとりまとめ各大学に意見照会を行ない、その回答に基づいて所要の修正を行なって大学改革に関する調査研究報告書の成案を得た。

48. 6.25 (月) 第2研究部会

7. 2 (月) 合同研究部会(学生)

7.12 (木) 研究部会合同会議

7.12 (木)

7.13 (金) } 第3研究部会
(泊りこみ)

7.14 (土)

7.16 (月) 合同研究部会(学生)

7.17 (火)

7.18 (水) } 第2研究部会
(泊りこみ)

7.19 (木) 第1研究部会

8.13 (月)

8.14 (火) } 研究部会合同会議

8.15 (水) 大学運営協議会

10.29 (月) 第2研究部会

10.30 (火) 合同研究部会

11. 1 (水) 第1研究部会

11. 2 (木) 第3研究部会

- 11.13 (火) 研究部会合同会議
- 11.15 (木) 大学運営協議会(理事会と合同)
- (7) その他の会合(10回)
 - 48. 7.23 (月) 会長, 副会長, 第1常置委員長打合わせ会
 - 9.18 (火) 就職問題懇談会
 - 9.21 (金) 就職問題懇談会
 - 10. 3 (水) 文部大臣との懇談(文部省主催)
 - 10. 6 (土) 就職問題懇談会
 - 11.22 (木) 全院協との懇談会
 - 11.29 (木) 日教組との会見
 - 12. 6 (木) 国大協と入試改善会議との懇談会
 - 12. 6 (木) 日教組大学部会との会見
 - 12.11 (火) 西独学長招待準備委員会

2. 要望書その他諸活動(28件)

(対外的諸活動)

- 48. 6.21 第52回総会で決定された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」「大学保健管理施設の増加充実について」「国立大学共同利用研修施設に関する要望書」「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」について加藤会長, 前田副会長, 池田第4, 後藤第5, 都留第6各常置委員長が文部省村山事務次官に面談要望した。また国際交流関係要望書を外務省関係官, 日本学術振興会会長, 国際教育協会会長, 国際交流基金理事長に提出した。
- 48. 6.22 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」につき, 加藤会長, 林副会長, 都留第6常置委員会委員長, 鎌田, 渡辺第6常置委員会委員が佐藤人事院総裁ならびに茨木事務総長事務代理に面談し要望した。

- 48. 7. 2 「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」に関連しとくに明年のドイツ学長招待について, 加藤副会長, 後藤第5常置委員会委員長が外務省掘文化事業部長, 文部省笠木審議官, 日本学術振興会岡野常務理事, 国際交流基金今理事長同村田常務理事に面談し要望した。
- 48. 9. 6 大学図書館の振興についての昭和49年度予算に関する要望書を谷口図書館特別委員会委員長, 谷田, 今井両委員が文部省ならびに大蔵省の各関係官に要望懇談した。
- 48.10. 3 奥野文部大臣, 村山事務次官, 木田, 安嶋両局長その他文部省幹部と林会長, 前田, 加藤両副会長, 宮島, 都留, 相磯各理事, 谷田第2常置委員会委員長, 鶴田事務局長が懇談し, 昭和49年度予算, 入試改善等について意見交換を行なった。
- 48.10. 4 昭和49年度予算に関する要望書を林会長, 都留第6常置委員会委員長, 宮島理事が村山文部事務次官, 相沢大蔵事務次官, 橋口同主計局長, 辻同主計局次長に面談し要望懇談した。
- 48.10.16 昭和49年度予算に関する要望書のうちとくに定員関係につき, 都留第6常置委員会委員長と宮島理事が行政管理庁平井行政管理局長, 出口管理官に面談し要望した。
- 48.11. 1 正課中の学生の災害事故対策についての要望書を池田第4常置委員会委員長と清水同委員が文部省村山事務次官に持参し要望懇談した。
- 48.11. 2 「大学院および学位制度に関する改善について(中間報告)」に対する第1常置委員会の見解をとりまとめ大学設置審

議会大学基準分科会会長宛送付して趣旨実現方について要望した。

(各国立大学への意見照会)

48. 6.29 大学基準分科会「大学院および学位制度の改善について(中間報告)」に対する各大学意見を、第1常置委員会の見解(未定稿)を参照の上早急に回答せられるよう第1常置委員会委員長より各国立大学長に照会した。
48. 7. 4 学生の正課中における災害事故対策のすすめ方について文書により賛、否、意見を第4常置委員長名をもって各国立大学長宛照会した。
48. 7.11 国立大学協会における入試期に関する従来の審議検討の経過を述べて、国立大学の入試期に関し第2常置委員長ならびに入試期特別委員長の連名をもって各国立大学長宛照会した。
48. 9. 4 大学改革に関する調査研究報告書に対する各大学の意見について大学運営協議会委員長から各国立大学長宛照会した。
48. 9. 4 大学における「研究所問題」に関し、かねて調査研究中の報告書案に対する意見につき研究所特別委員会委員長名をもって各国立大学長宛照会した。
- 48.10.15 医学教育改革に関する調査研究報告書案につき各国立大学医学部長宛意見を照会した。
- 48.11. 5 かねて第3常置委員会において検討中の課外活動中における災害事故に関連して、課外活動に伴う災害事故とそれに対する大学の対応措置について第3常置委員会委員長名をもって各国立大学学生部長宛アンケート照会を行なった。
- 48.11.10 大学図書館の改革に関する第2次

調査研究報告案のためのアンケートを各国立大学附属図書館長宛意見ならびに実情調査の照会を行なった。

- 48.11.15 国際交流に資するため外国人教師、在外研究員ならびに留学生に関する実態調査につき第5常置委員会委員長名をもって各国立大学長宛アンケート照会をした。

(資料・連絡強化等)

48. 6.28 「調査書に関するアンケートの集計報告」について各国立大学の入試問題検討の参考資料として第2常置委員会委員長名をもって各国立大学長宛送付した。
48. 9.10 大学図書館の振興についての昭和49年度予算に関する要望書について9月6日文部省ならびに大蔵省に提出要望した旨各国立大学長宛報告した。
48. 9.18 富山大学から寄贈の「富山大学改革に関する答申書」ならびに広島大学から寄贈の「一般教育課程の改革と総合科学の創設」「同上その2」「教育系教員養成問題専門委員会中間報告」「広島大学総合移転と改革についての基本構想」をそれぞれ各国立大学の参考として送付した。
- 48.10. 5 昭和49年度予算に関する要望書を10月4日文部省および大蔵省に提出要望した旨各国立大学長宛報告した。
- 48.10.20 昭和49年度予算に関する要望書のうちとくに定員問題に関し都留第6常置委員会委員長と宮島理事が行政管理庁平井行政管理局長その他と面談要望した旨各国立大学長宛報告した。
- 48.11. 1 加藤六美前副会長の後任として相磯和嘉千葉大学長が副会長に選任された旨各国立大学長宛報告した。

48.11. 1 正課中における学生の災害事故対策について11月1日池田第4常置委員会委員長と清水同委員が村山文部事務次官に面談要望した旨各国立大学長宛通知した。

48.11. 2 「大学院および学位制度の改善について（中間報告）」に対する見解がまとまったので、宮島第1常置委員会委員長から各国立大学長にこの旨報告し、なお大学設置審議会基準分科会会長宛要望した旨連絡した。

48.11.16 昭和49年度大学卒業予定者のための就職推せん選考開始時期等に関し大学8団体と連名の申し合わせを行なったことについて協力方各国立大学長宛連絡した。

48.11.17 大学設置審議会より文部大臣宛答申の「大学設置基準の改善について」を第1常置委員会委員長より各国立大学長宛参考のため送付した。

（要望書等の受理）

国立大学協会会長宛各種会議等から、下記のとおり要望書等の提出があったので理事会に報告するとともにそれぞれ関係委員会宛送付した。

(日付)	(会議等名称)	(事項)
48. 7. 2	国立九大学法経学 部長会議	卒業予定者の就職問題
7. 5	全国国立大学教養 部長同学部長会議	予算関係その他
7. 6	全国国立大学工学 部長会議	同上
7.17	国立単科大学長会 議	単科大学改革における問題点
7.24	国立十大学学長懇 話会	外国人教師等宿舎の整備充実
8.20	国立九大学法経学 部長会議	社会科学系学部の拡充、大学院大学教官の研究条件等

9.11 全国歴史教育研究
協議会 第14回大会決議

9.20 国立大学図書館協
議会 大学図書館の当
面する諸問題に
ついて

10. 5 第19回国立大学学
生部次長協議会 留学生事務担当
職員の海外派遣
について

10. 9 全国商業高等学校
長協会 大学入学選抜に
ついて

11. 5 全国大学院生協
会 大学院生の生活
・研究条件の改
善について

11. 5 東北地区国立大学
長会議 大学図書館、教
員養成、附属学
校

11.29 日教組 賃金、定員、予
算、労働条件

12. 6 日教組大学部会 国大協総会にあ
たっての申し入
れ

3. 刊行物

(1) 48. 6 「調査書に関するアンケートの集
計報告」 第2常置委員会

(2) 48.10 「大学院および学位制度に関する
改善について（中間報告）」に対
する見解 第1常置委員会

(3) 48.12 国立大学協会規則集

(4) 会報発行2回（第61号48年8月、第62号
同12月）

B 要 望 書

1 昭和49年度予算に関する要望書について

国大協総第 126 号

昭和48年12月13日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は去る12月12日同13日開催の第53回総会において現下の経済情勢にかんがみ昭和49年度文教予算の編成に関し、別紙のとおり決議いたしました。ついては趣旨ご諒承の上格別のご配慮をたまわりたく要望いたします。

要 望 書

国立大学協会は、去る10月1日付で昭和49年度予算に関する要望書を貴省に提出いたしましたが、その後、諸般の事情の急展開に対応して政府予算の編成方針は一段と厳しくならざるをえないだろうと伝えられております。

しかし、さきの要望書においても述べたように、高等教育の計画的拡充および学術振興の要請は、わが国としても基本的なものであり、1年の立ちおくれは、それだけ多くの損失を将来にのこすこととなります。

したがって、大学における教育と研究の整備充実に関しては、このさい特段の御配慮をお願いいたしたく、殊に、現状においてさえ教職員の不足・施設設備の不備および運営費の不足を訴えている基準的経費の面では、予算規模削減の影響を受けることのないよう強く要望いたします。

昭和48年12月13日

国立大学協会

会長 林 健太郎

(要望先)

文部省

奥野文部大臣、藤波政務次官、村山事務次官、井内官房長、望月人事課長、三角会計課長、木田大学学術局長、安養寺審議官、笠木審議官、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、安嶋管理局長、菅野教育施設部長

大蔵省

福田大蔵大臣、相沢事務次官、橋口主計局長、辻主計局次長、広江主計官、篠沢主査

2 国立大学における教育研究に必要な石油、電力等確保に関する要望書について

国大協総第 131 号

昭和48年12月19日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は去る12月12日同13日開催の第53回総会において、現下の石油電力事情の下における大学運営の実態にかんがみ、別紙のとおり要望することを決議いたしました。ついては趣旨ご諒承の上格別のご配慮をたまわりたく要望いたします。

国立大学における教育研究に必要な石油、電力等確保に関する要望書

国際的な石油制限に伴う石油供給削減の事態に対処するため、石油、電力等の消費の節約を

はかることは、わが国が当面しているエネルギーの逼迫状況からみて、極めて重要かつ緊急を要することであります。

この緊急事態に対しては、国民全体が相協力して対処すべきであり、国立大学におきましても、この趣旨にのっとり、極力石油、電力等の消費節約のための措置を講じております。

しかしながら、一方、わが国の国民生活の将来を考えればこのエネルギー節約措置の実施に当っては、わが国の高等教育および学術研究の進展にいささかも停滞を来たさないよう、その影響を最少限にとどめる配慮もまた極めて重要なことと考えます。

とくに国立大学においては、代表的な具体例として、

1. 学生の教育課程履修に欠くことのできない実験実習施設の運営
2. 医学教育、とくに附属病院の維持運営
3. 恒温下の管理を必須とする動物、植物の飼育
4. 高地乃至寒冷地に所在する天文、宇宙線、地震等の経常観測施設の維持運営
5. 夜間学部の運営

6. 実習——研究船の運航

7. 連続運転の特殊研究用実験機器の運営

など一刻の中断も許されない特殊事情のものが数多くあります。

つきましては、これらの事情をご賢察の上、わが国社会における国立大学の使命にかんがみ、大所高所の見地から、大学に対する石油、電力等エネルギーの供給について、特段のご配慮をくださるよう強く要望いたします。

昭和48年12月19日

国立大学協会

会長 林 健太郎

(要望先)

文部省

奥野文部大臣、藤波政務次官、村山事務次官、井内官房長、木田大学学術局長、安養寺審議官、笠木審議官、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、安嶋管理局長、菅野教育施設部長、大井指導課長

通産省

中曽根通産大臣、山形資源エネルギー庁長官、岸田公益事業部長、小野開発課長、熊谷石油部長、松村精製流通課長、平林計画課長

窓

メラトニンの分解酵素について

松果腺は下等動物では体表にあって明暗を感知し第3の眼といわれているが、高等動物では脳の路々中央に位置しセロトニンやメラトニンを作っている一種の内分泌器官である。

動物のいろいろな生理現象は、大体24時間の周期性を示すが、松果腺はこれら日周期の調節を司り、その外に生殖器の発達を調節しているといわれているので、いわゆる生物時計の役割を演じている臓器であろうと推測されている。

メラトニンは1957年 Lerner らによって発見されたが、その後、Axelrod (1970年度の Nobel 医学賞受賞者) らは、この物質がセロトニンから二段階の反応で生合成されることを証明した。メラトニンの一部は肝臓で6オキシメラトニンになり尿中に排泄されるが、脳内ではおそらく別の代謝経路で分解されるものと推測されていたが詳細は不明であった。昨年われわれは、うさぎの腸からメラトニンのインドール核を分解して5メトキシ・Nアセチルフォルミルキヌレナミンを生じる酸素添加酵素を発見した。後者はさらにフォル

ムアミダーゼによって5メトキシアセチルキヌレナミンに変化する。この新しい酸素添加酵素は最近の実験によると O_2^- (スーパーオキシドアニオン)を使う珍しい酵素で腸の外に脳、胃、肺等に活性がよいが、肝、腎、脾臓などには存在しない。そこでねずみの脳室に同位元素で標識したメラトニンを注射したところ、脳内でもメラトニンはこの新しい代謝物質に変化することが証明された。現在これらの物質の生物活性を調べているが、他方この酵素はメラトニンだけでなく、その母体であるトリプトファン・5オキシトリプトファン、セロトニンなどのインドール核を開裂することが判り、インドールアミン酸素添加酵素と命名された。今後、薬理学者や神経化学者との協同研究を進めて、この新しい酵素や代謝経路の生理的役割を解明したいと願っている。

(京都大学医学部教授 早石 修)

「明治はじめの生きた資料」

NHK大河ドラマで今年から勝海舟が始まるにおよんで、書店には各社発行の「勝海舟」が山をなし、それがまた飛ぶように売られている。咸臨丸が太平洋を横断したのは1860年であるから今年には114年目になる。しかしここで注意すべきことは、これ程記念すべき船であるのに、日本ではその歴史をたどっても書類を調べても、船の末路はようとしてわからないことだ。1871年に民有となった時点で、その消息は切れている。今では、太平洋横断時の運用方鈴木勇次郎筆になる咸臨丸離航の絵が、同船の姿を伝える唯一の資料となっているが、長い間小学校の教科書に載せられていたのは開陽丸の間違ひだったという、笑えないコミックもあった程、わずか100年前の歴史でさえ、私たちには濃い霧を通さなければ見るができない。

これが外国だったらどうであろうか。昨年私がグリニッチの海洋博物館に招待を受けた際、鍵をあけて見せられた伊能忠敬の3枚組日本全図には目を見張らざるを得なかった。1枚が、たたみ3畳敷程の広さのものが、120年たった今も、原色もあざやかに、他国で無事保管されているのだ。先般日本での貴重地図行先不明事件で、政府が損害賠償を払ったとかいうエピソードが、すぐに対比されて頭に浮ぶ。そのすぐ近くには、帆船黄金時代のチャイナ・クリッパー「カティーク号」(1869年建造)が、テムズ南岸に固定されて立派に保存されて、記念船として国民に生きた資料を提供している。

ところで今日本に、船齢100歳を数える唯一の船、洋式大型船としては世界にも類例の少ない日本最古の船が現存していることを読者は御存知であろうか。しかもこのまま放置すれば、日ならずして自然崩壊の運命にあるのだ。船内には明治天皇の御座所にあてられた御居室・御寢室および御化粧室まで、今なお百年の歳月に堪えて、ほとんど原形を保っている。当時、神とまで仰がれた天皇の、意外にも質素な居室を見るとき、現代のあるいは将来の若い人たちはどう感ずるであろうか。

また天皇のお供としての岩倉右大臣、木戸内閣顧問、徳大寺宮内卿、東久世侍従長、香川宮内大丞らの居室・集会所としてのサルーンなども、ほとんどそのままの形態を保って現実に保存されているのだ。明治初年のものなどほとんど失なわれつつある現在、歴史上の資料としてもこれは失ないたくないと思うのは、ひとり私だけの気持ではないと信ずる。

この「いまだ認識されざる文化財」、東京越中島に現存している「明治丸」の歴史的重要性と、その今後の運命について、あらためて考えて頂きたいと思うものである。

(東京商船大学教授 茂在寅男)

C 資 料

1 昭和48年度国立大学入試改善 調査研究の実施事業計画書

1. 国立大学共通第1次試験の実施に関する調査研究

- (1) 入試改善調査委員会を設け、各専門委員会の調査研究に基づき国立大学共通第1次試験実施に関する総括的調査研究を行なう。

入試改善調査委員会は、委員22人をもって構成する。

- (2) 実施方法等調査専門委員会を設け、国立大学共通第1次試験を実施する場合の実施方法等具体的諸問題について調査研究を行なう。

実施方法等調査専門委員会は、委員15人をもって構成する。

2. 標準問題の作成等に関する調査研究

- (1) 国語、社会、数学、理科および外国語の5教科12科目について、科目別に科目別研究専門委員会を設け、標準問題の作成、問題の妥当性について分析、研究を行なうとともに、電子計算機により処理可能な新問題形式等の調査研究を行なう。

科目別研究専門委員会は、12科目につき次の大学に置く。

[12科目の科目名および設置大学]

(国語) 現代国語・古典(東京大)

(社会) 倫理・社会(お茶の水大)、政治・経済(横浜国立大)、日本史(奈良教育大)、世界史(大

阪大)、地理(京都大)

(数学) 数学一般・数学I(名古屋大)

(理科) 物理(九州大)、化学(九州大)、生物(東北大)、地学(北海道大)

(外国語) 英語(広島大)

各科目別研究専門委員会は、委員10人をもって構成する。

科目別研究専門委員会の委員長は、当該専門委員会を置く大学の教官をもって充てる。

科目別研究専門委員会は、必要に応じ高等学校教員の出席を求めることができる。

科目別研究専門委員会の委員長に、当該専門委員会の所要経費を交付する。

- (2) 科目別研究専門委員会連絡会議を設け、標準問題の形式、内容、程度等について全科目共通の基本方針を検討するとともに、科目間の調整等を行なう。

科目別研究専門委員会連絡会議は、科目別研究専門委員会の委員長12人をもって構成する。

- (3) コンピューター専門委員会を設け、科目別研究専門委員会その他の委員会と連携をとり、国立大学共通第1次試験の試験問題について電子計算機を試験的に使用し、大量処理方式等の検討を行なう。

コンピューター専門委員会は、委員20人(内12人は各科目別研究専門委員会の委員1人をもって充てる。)をもって構成する。(東京大学・国立大学協会共同運営)

(4) 12科目の標準問題に関するモニター調査を、指定する都道府県ごとに4人(高等学校教員等)のモニターを委嘱して行なう。

3. 報告書の作成等

(1) 国立大学共通第1次試験の実施に関する調査研究および標準問題の作成等に関する調査研究の結果について報告書を作成し、関係方面に配布する。

(2) 事業の実施に必要な事務は事務室を設けて処理する。

4. 事業は昭和48年5月から昭和49年3月までの間に実施する。

2 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について(通知)

国大協総第119号

昭和48年11月16日

各国立大学長 殿

国立大学協会

会長 林 健太郎

このことについて、去る11月9日付各国公立大学団体代表者の連名をもって、昭和49年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について別紙のとおり申し合わせを行ないました。

このたびは申し合わせの内容の本文は例年のとおりであります。前文に各大学団体がこの申し合わせを行ってきた趣旨を明記いたしました。

当協会においては、去る6月開催の第52回総会の際にもご報告いたしました。その後このことに関し第3常置委員会が数次にわたり例年の就職事情について慎重に検討して案を協議し、去る10月31日開催の理事会に諮り諒承を得

たものであります。

昨年度においては、文部省ならびに労働省の協力を得て中央雇用対策協議会が新規大学卒業予定者の早期選考防止に関する決議を行ない、企業側においてもこれに即応して自粛の申し合わせを行なう等自主的規制に努めましたが、仄聞するところによれば、本年度においても近く同様の動きがあるやの趣であります。

ついでには、各大学におかれては以上の求人求職事情の現状にかんがみ、別紙申し合わせに關しご了承の上、大学教育の正常化のため、学内教職員に対してはもちろん学生ならびに企業側に対しても十分その趣旨の徹底をおはかりくださるよう、特段のご配慮のほどお願いいたします。

追って、申し合わせの2の「10月1日以降実施を目途として行なう」ことについては、国立大学においては、例年のとおり10月1日以降実施を厳守することにいたしますので、ご留意の上ご協力くださるようお願いいたします。

なお本件に関しましては、来たる12月12日開催の第53回総会において改めてご報告し追認を得る予定であります。取敢えず文書をもってご報告かたがたご依頼を申しあげます。

(別紙)

申し合わせの内容

国・公・私立の大学および短期大学の各協会・連盟は、最終学年の学生が勉学に専念できる期間を確保するためには、採用選考の時期は卒業前年の秋以降とすることが望ましいと考えその実現に努めてきたが、求人求職事情の現状にかんがみ、それぞれの会員校の賛同を得て、当面、昭和49年度の大学卒業予定者の就職に関しては下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを確認

するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

記

1. 就職事務は、事務系・技術系ともに、7月1日より前には一切行なわないこと。
2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和48年11月9日

国立大学協会会長
林 健太郎
公立大学協会会長
沼田 稲次郎
日本私立大学連盟会長
佐藤 朔
日本私立大学協会会長
中原 実
私立大学懇話会会長
正田 健次郎
国立短期大学協議会会長
博田 五六
全国公立短期大学協会会長
各務 虎雄
日本私立短期大学協会会長
公江 喜市郎

(資料)

謹啓 時下ますます御清祥のことと存じます。

さて、大学卒業予定者の早期選考の防止につきましては、昨年11月の中央雇用対策協議会の決議(別添1)に基づき、貴団体をはじめ関係各方面に対し御協力をお願いして参ったところであります。

その結果、明春卒業予定者に係る企業等の採用活動については前記決議の線に沿って全国的に自粛が行われ、いわゆる青田買い問題について画期的な改善がみられました。

このことは、ひとえに貴団体をはじめ関係各位の御理解と御尽力によるものと深く感謝申し上げます。

このような本年度の実施結果にかんがみ、労働省としては昭和50年3月卒業予定者の取扱い方針について日本経営者団体連盟、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、関係業種別団体並びに文部省、大学等と数次にわたり協議し、求人活動の開始期日を更に遅らせるべきかどうかなどの点を含めて種々検討いたしました。

しかしながら、何分にも本年度に初めて実施したことでもあり、これを直ちに変更することは必ずしも適当ではなく、来年度は、前記決議をさらに徹底することに重点をおいて実施することで意見の一致をみました。

つきましては、貴団体におかれましてもこの趣旨について格別の御理解を賜わり、傘下各企業への周知徹底等について引き続き御協力を賜わるようお願い申し上げます。

なお、前記決議の徹底を図るうえでの諸問題については、今後別添2のとおり明確化することといたしましたので、この点についても御協力を賜わるよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

昭和48年11月27日

労働省職業安定局長
遠藤 政夫
殿

(別添1)

新規大学卒業予定者の早期選考防止に関する決議

中央雇用対策協議会
昭和47年11月20日

大学卒業予定者の早期選考を防止するため、経済界は自主的措置を強力に推進するとともに

に、この問題は政府・大学側も責任をもって対処するという前提に基づき次のとおり決議する。

- (1) 選考（採用の内定にわたる行為を含む。）は、卒業前年の7月1日以降とする。
- (2) 就職のためにする学生の企業訪問の受付及び就職説明会、就職案内の送付等求人のためにする一切の行為は、同じく5月1日以降とする。
- (3) 各業種別の団体は、それぞれ上記(1)及び(2)並びにこれの実効を期するための措置（違反企業に対する具体的措置を含む。）について申し合わせをすすめる。
- (4) 職業安定機関は、各地域ごとに雇用主及びその団体に対する指導を徹底するとともに、早期選考およびこれに類する行為を行なう雇用主に対しては必要な行政指導を行なう。
- (5) 文部省は、上記(1)及び(2)の趣旨を大学及び学生に対し徹底する措置をとる。

（別添2）

1. 対象となる学校の範囲

短期大学は、大学に含むものとする。

2. 5月以降とされている求人のための一切の行為の範囲

次のような行為も、求人のための行為とみなす。

- (1) 就職説明会の開催通知
- (2) 企業独自の印刷物、案内書等の学生への送付
- (3) 就職情報資料出版社の出版する企業案内書（ガイド・ブック）に次の項目のいずれかを掲載すること。
 - イ 採用予定人員
 - ロ 採用予定者にかかる初任給その他の労働条件
 - ハ 採用方法（選考期日、選考場所、選考

方法、応募書類等）

ニ 採用担当部課名

大学卒業予定者のための就職推薦選考
開始時期等について（依頼）

国大協総第 119 号 2

昭和48年11月16日

各事業者団体代表者殿

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学卒業者の就職につきましては、例年格別のご配慮を辱うし厚くお礼を申しあげます。

さて、当協会におきましては、去る11月9日付各国公私立大学団体代表者とともに、昭和49年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期について申し合わせを行ない、これに基づき各国立大学長に対し別紙のとおり通知をいたしました。

つきましては、大学側の要望するところを多くとご諒察たまわり、各大学において大学教育の正常化が守られ、ひいては採用者側の人材確保のご要請にも応え得られますよう、各企業の全面的なご理解とご協力をお願い申しあげたく、貴団体傘下の各事業者等に対し、何卒特段のお取り計らいくださるようご依頼申しあげます。（別紙省略）

昭和49年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期等について（通知）

文大生第 485 号

昭和48年12月11日

各国公私立大学長殿

文部省大学学術局長

木田 宏

このことについては、例年、国公私立の大学関係8団体において申し合わせが行われており

ますが、昭和49年度についても別添1のとおり申し合わせが行われました。

近年、大学卒業予定者のための選考時期は年々早まり、大学教育にさまざまな弊害が生じ、大学関係者のひとしく憂慮するところでありましたが、昨年11月主要業種団体・経済団体で構成される中央雇用対策協議会において決議（別添2）がなされ、この決議に基づき全国的な自粛が行われ、本年度は格段の改善がみられています。

また、昭和50年3月卒業予定者のための選考開始時期等については、本年度の方針が継続され、さらに、決議の趣旨の徹底を図るうえでの問題点について別添3のとおり明確化されたところであります。

つきましては、貴学におかれても、上記決議の趣旨を学内教職員・学生にじゅうぶん周知させ、早期の企業訪問をしないよう学生指導の徹底を図るとともに、決議に違反する早期の求人活動に応ずることのないようご配慮願います。

（別添1，2，3省略）

3 旭川医科大学および筑波大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について

昭48.12.12

第53回総会承認

旭川医科大学および筑波大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部を次のとおり改正する。

（理事及び監事総会互選要領の一部改正）

第1条 理事及び監事総会互選要領第1項に定める（別表）理事地区別定員表のうち北海道・

東北地区の項、所属大学の欄中「帯広畜産、」の次に「旭川医科、」を加え、同表のうち関東、甲信越地区の項、所属大学の欄中「茨城、」の次に「筑波、」を加える。

（国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領一部改正）

第2条 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領第4項に定める各常置委員会委員定数表中「第2 12」を「第2 13」に、「第3 12」を「第3 13」に、「計 73」を「計 75」に改める。

（大学運営協議会規程の一部改正）

第3条 大学運営協議会規程第7条第3項に定める（別表）のうち北海道東北地区の項、所属国立大学名の欄中「帯広畜産大学、」の次に「旭川医科大学、」を加え、同表のうち関東甲信越地区の項、所属国立大学名の欄中「茨城大学、」の次に「筑波大学、」を加える。

附 則

（施行期日）

この改正は、昭和48年12月12日から施行し、旭川医科大学に係る部分は昭和48年9月29日から、筑波大学に係る部分は昭和48年10月1日からそれぞれ適用する。

理 由

昭和48年9月29日旭川医科大学が、同年10月1日筑波大学が、それぞれ創設され、創設の日をもって当協会に加入のためこれに伴い関係諸規則を改正する必要があるによる。

4 国立大学協会会費の基準改正

昭和48.12.12

第53回総会承認

国立大学協会会費の基準の一部分を次のとお

り改正する。

(2) 学部数による負担額 1学部当り 40,000円
ただし、筑波大学の学群および専門学群
は、この基準という学部と読み替えるもの
とする。

附 則

この改正は、昭和48年12月12日より施行し、
学群および専門学群設置のときより適用する。

理 由

昭和48年10月1日筑波大学が創設され、創設
の日をもって当協会に加入のため、会費収納上
会費の基準を改正する必要があるによる。

5 学生の正課中における災害事 故対策のアンケート集計

——国大協第4常置委員会——

昭和48年9月

1. 回答大学 76

	大学	賛成	保留
大学の意見として回答	73	68	5
部局別に回答	3	24	4

2. アンケートに対する意見

	大学	部局
(1) 課外活動中の災害事故につ いても配慮願いたい	8	5
(2) 学外における実験・実習を 含ませる	2	5
(3) 「正課中」の解釈を幅広く する	2	1
(4) 適用範囲の拡大 内訳(項目の集計)		
○ 研究生	5	3
○ 聴講生	5	2
○ 専攻科学生	3	2

大学 部局

○ 別科生	1	
○ 外国人研究生	1	1
○ 専修生		1
○ 附属学校の園児・児 童・生徒		1
○ 選科生	1	
○ 奨励研究生・研修員	1	
○ 研修生	1	
○ 外国人留学生	1	
(5) 全額国庫負担とする		3
(6) 国の強力な財政援助を要望 する	5	6
(7) 早急な実現を期待する	8	3
(8) 掛金が低額になるように	3	2
(9) 被加入団体		
i) 学校安全会またはこれに 類するもの		2
ii) 別個の法人組織		1
(10) 加入方式		
i) 全員加入	1	1
ii) 学部単位加入		1
iii) 任意(考慮してほしいも のを含む)加入	3	1
iv) 大学全体として加入		1
(11) その他		

A大学

A部局 大学における学生数および災害
事故の規模などから保険制度で
十分な補償が行ない得るか疑問
である。

B部局 死亡ならびに後遺症に対する補
償金は見舞金の範囲をこえた真
の補償金の額に見合うことが望
ましい。

B大学

I 災害事故対策の基本方針3)に「国に対しても財政的援助を要請する」とありますが、この意味合いはどのようなものに援助を要請するのかもしれないと少し具体的に知りたい。例えば、互助制度などの運営費の援助かあるいはその制度の掛金の援助か、または災害事故にあったものに対する援助（見舞金等）等を意味しているのですか。

C大学

A部局 附属病院をもつ大学では特別な学内措置がとられていて後遺症の場合を除いては問題が少ない。しかし他の大学では制度化の必要性は強いと思われる。

B部局 概ね賛成。教官の指示に従って学生が単独で実験等を行なった場合についてどう考えるか明確にする必要がある。

C部局 基本的に賛成。正課中の災害事故に限ることにも賛成であるが、その場合、大学における正課中の事故発生率についての具体的なデータに基いて掛金率を定めるよう交渉することが必要であろう。とくに後遺症の保障に重点をおく必要がある。

D大学

A部局 I-1)について貴委員会での基本方針は対象を正課中における災害事故に限定するとしておられるが、正課範囲についてはこれを明確に定義しておく必要があると思われる。

E大学

保留：① 判断すべき資料不足。

② 国大協での討議経過と論点を示してほしい。

③ 学生事故の実態についての全国的調査データを提示してほしい。

F大学

災害事故対策としては当然設備の充実、人員等の適切な配慮を必要とするであろう。互助制度の制定等に際しては学生の意向が反映されることが必要と考える。

G大学

実施にあたっては下記のことを留意されたい。

○ 教官の責任範囲または免責事項について考慮すること。

○ 死亡・廃疾のさいの特別補償。

H大学

同一学部においても実験・非実験の性格に伴って援助額の割合を考慮されたい。

I大学

賛成ではあるが内容が具体的にってから検討する。

J大学

1. 対象が正課中の災害となっているがこの適用の範囲をどこまで及ぼすか。

(学校安全会においては、学校の指導下にあると考える課外活動、通常の経路における登下校中の事故についても保障の対象としている。)

2. 実際の対象となる学生がこの基本方針に対しいかなる反応を示すかの予

測。

上記についてはご検討ずみのことと思いますが、実現にうつされる際の配慮されるべきこととして。

K大学

対象学生が極めて少数のように見受けられるので保留。

6 「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」回付について

国大協総第 129 号
昭和48年12月21日

各国立大学長 殿

国立大学協会
第 6 常置委員会
委員長 都留重人

国立大学協会第 6 常置委員会は、かねてより委員会内に給与問題小委員会を設け、抜本的な待遇改善の案を練ってまいりました。同小委員会が本年 4 月に一つの成案を得て以来、当委員会で検討を重ねて一部補正をしたほか、国立大学協会内の関連委員会等でもこれを採りあげて審議することを依頼してまいりました。

何分、抜本的改善をねらった案であるだけに、まだまだ慎重な検討を要する面がいくつかあります。そこで当委員会としては、今後の審議に万全を期するためにもいまだなお「案」である現段階において各大学に本「報告書(案)」を回付いたし、広く全国国立大学教官各位による討議の対象としていただき、寄せられるであろう御意見を参考としながら、できうるかぎり合意の得られる成案を得たいと考えています。

以上の趣旨で本「報告書(案)」をここに送付申上げますが、この措置をとることについて

は国立大学協会理事会の承認を得てあります。なお、今回の「報告書(案)」回付はアンケートではありませんので、御意見が特になければ御放念いただいて差支えありませんが、待遇改善という重要な問題であるだけに、進んで忌憚のない御意見を御示しいただければ幸いに存じます。

7 石油製品の確保について

国大協総第 139 号
昭和48年12月28日

各国立大学事務局長 殿

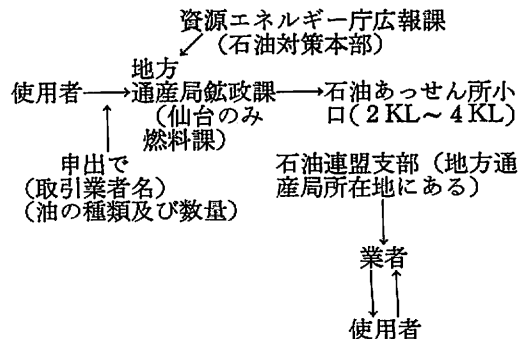
国立大学協会

事務局長 鶴田 酒造雄

去る12月21日付国大協総第 135 号をもってご報告した当協会要望書に関連して、文部省において関係省庁と折衝の結果、別紙のとおり取扱われることになった旨教育施設部指導課より連絡がありましたので、既にご承知のことかとも存じますが、念のため取急ぎご通知いたします。

(注) 別紙 1 (あっせん相談所所在地表) および別紙 2 (通産局所在地表) は省略。

(参 照)



石油製品の確保について

昭和48年12月27日
教育資材班

(管理局教育施設部指導課)

最近の石油製品不足の事態に直面して、国立学校におかれては、その確保に苦心されていることと思いますが、現在のあっせん体制は下記のとおりでありますから、参考までにお知らせいたします。

1. 石油製品あっせん相談所によるあっせん
通産省（資源エネルギー庁、中小企業庁）の行政指導により、都道府県の石油商業組合内に設置されたもの（別紙1）
あっせん申し込みの期間 毎月上旬
あっせんする石油製品の種類
灯油、軽油、重油（A、B、C）
あっせん量 2KL（特別の場合は4KL）
2. 通産省地方通産局の行う行政指導によるあっせん
上記1のあっせんは中小需要家向けが主体であるため、大口需要の場合は、通産省の所轄地方通産局（別紙2）にあっせんを依頼することが適当であります。
3. 文部省の行うあっせん依頼
地域的に特に需給状況が悪い等の理由により、上記2によってもなお、石油製品の確保が困難な場合は、直接文部省において、通産省にあっせん方、依頼しますので、下記4によりお申し出ください。
4. あっせん申出要領
あっせん依頼の際には次のような資料を添えることが適当と考えられます。
47年度使用実績（月別）
48年度使用見込量（月別）
購入状況（購入済量、石油銘柄、納入業者名、契約成約状況等）
節約状況（節約の具体的方法、1日当たり消

費量の節約前後の比較等）

不足見込量（月別）

その他不足による困窮状況等参考となる事項

[参考] 石油需給適正化法（48.12.22付官報参照）成立に伴い、1月以後は、より組織的な需給調整業務が開始されるものと思われませんが、輸入の動向にもよりますので、予測は困難な状態です。

同法による割当制の発動は、当面考えられていないようであり、当分の間は従来の形態によるあっせんが続けられるのではないかと考えられる。

8 昭和49年度文教関係税制改正について

1. 勤労学生控除制度の改善

勤労学生控除の額を現行13万円（住民税については12万円）から16万円（同13万円）に引き上げることとした。

また、今回の税制改正においては、給与所得控除や基礎控除の引き上げも同時に行われることとなっており、勤労学生控除額の引き上げと合わせると給与収入90万円（現行約58万円）の者までこの制度の恩典を受けることができるようになった。推計によれば、これにより大学、短大、高校に在学する勤労学生の約90%（現在約60%）が恩典を受けることになる見込みである。

2. 私学の振興等

- (1) 私学財政における寄附金のウエイトを高めるため、日本私学振興財団に対する指定寄附金については、その用途を特定しないこととした。

現在、所得税法及び法人税法上の指定寄

附金として税制上の優遇措置を受けられるのは、日本私学振興財団に対する寄附金については、告示により、その用途が私立学校の敷地、校舎等の取得費、経常的経費の一部、奨学金及び教育研究のための基金にあてられる場合に限定されている。

今回の改正では、右以外の用途にあてるための寄附金についても指定寄附金扱とし、所得控除または損金算入の措置がとれるようにするものであって、これにより、日本私学振興財団を通じた私学振興のための寄附金の増大が期待されている。

- (2) 所得税の寄附金控除の足切り限度額（注この金額以下の額は控除の対象とならない。）を1万円（現行は合計所得の3%か10万円のいずれか低い金額）に大幅に引き下げることとした。

これは、先輩の母校愛により私学の建学の精神が継承され、その健全な発展をみることを期待するとともに、母校の発展を願うあるいは母校の窮状を救おうとの心情から少額ではあっても寄附をしようとする人達の善意に応えようとするものである。

現行では、仮に給与収入260万円（合計

所得200万円）程度の人が母校などに寄附した場合、寄附金控除の恩恵を受けるのは寄附金額6万円以上の場合であり、しかも控除額は6万円との差額（7万円寄附すれば1万円）にすぎないが、今回の改正により1万円以上寄附すれば寄附金控除の恩恵を受けることができるようになり、控除額は1万円との差額（7万円寄附すれば6万円）となる。

今回の改正により、卒業生の母校に対する善意の寄附金とりわけ少額寄附金が大いに奨励されることとなろう。

3. 2の(2)の措置は、国公立の大学や学術研究法人、育英奨学法人等の試験研究法人に対する寄附金についても適用される。

（備考）

- 1 学校法人が行う収益事業の収益について全額非課税とすることについては、引き続き実態を十分検討する課題とした。
- 2 なお、本年度の教員研修費控除及び修学費控除の新設については、給与所得控除及び扶養控除の大幅な引上げとの関連から実現をみなかった。

窓

核酸およびピリジンヌクレオチド分解系酵素阻害物質の発見

癌は無制限に分裂する細胞であるとされている。また細胞が分裂するに先立って核酸の合成が必要であることは衆知のことである。この核酸の合成を抑制すると細胞の分裂は停止する。多くの抗癌剤はこの原理を利用して、もっと効率良く選択的に癌の核酸の合成を阻害する物質があれば、癌の恐怖から逃れられることになるのは明らかである。核酸の合成、その中でも特にデオキシリボ核酸（DNA）の合成を調節している機序を多くの人達が知りがっている所以である。

核酸の合成が盛んになる時は、同時にその素材となる種々の物質の合成が活発となり、その分解は抑制される。例えば癌のように無制限に家が建つ時には、その材料となるコンクリートや木材の生産が盛んとなり、その消費はおさえられる。むしろ材料が多く出来すぎるので、ひきつられて家が建ちすぎるのではないかと思われる傾向さえある。

私達の仕事は、この素材の合成あるいは分解を調節する因子を見出したことになる。この調節因子が存在するかもしれないという報告をうけた時、一瞬その場に居あわせた人達は息を呑んだ。次に、これはうそだ、何か間違っている、こんな調子が良いことがあるはずはないと思った。話としては天と地ほどの差があるにしても、武田信玄の死を知った織田軍のような感じがこんなものかと思われた。

すでに細胞分裂の時、核酸の素材の合成と分解が変化し、これが重要な意味を持っていることは知られていたが、その原因については殆んど分かっていなかった。

私達はある問題を解明しようとする時、あらゆる可能性を考えて議論してみる。そしてまずその可能性について、できるだけ平等に検討をすることになっている。ある所で実験方法について質問をうけた時、同じような意味の答をしたことがある。ある可能性が正しいかどうかを心配するより、可能性についての考えで漏らしているものは無いか、の方を心配した方が良い。さらに、可能性をいかに経済的に早く、しかも少数の人員で検討することができるかに心を砕いた方が能率的であると思っている。検討が始まったら、途中少し良い成績が得られても、それにこだわることなく、計画通り行ない、全ての成績を見て判断を下すようにしている。

さて核酸の代謝調節因子の話である。この問題では最も単純で、切望していた可能性の実験が成功したわけである。正常の細胞の核酸素材の分解は盛んである。これに素材の分解が殆んどない癌の抽出物を添加すると、素材の分解がびたっと停止してしまった。癌には素材の分解を停止させる因子があることを意味している。さらにこの停止させる因子は癌などの分裂盛んな細胞には含まれているが、正常細胞には無い。私達が息を呑んだのは、この報告を受けた時である。さらに他の可能性についても検討が行われた。しかし分裂阻止因子の存在を否定する成績は得られなかった。その後この因子の精製が進められ、その存在は確定となった。

また驚くべきことに、癌細胞に素材分解機構がちゃんとあり、ただこれを阻止させる因子が共存するために、その作用がおおいかくされているにすぎないことも明らかとなってきた。この研究から、今まで一つの酵素で行われていたと思われていた反応が、実は数種の酵素の作用によるものであることも発見されてきた。

さらに合成の方にも、これを調節する因子がある可能性も高くなってきている。これらの因子の存在を証明し得たことは僥倖であったと思われる。しかし一方、しらみつぶしに可能性を調べようとする努力の上に成っていることも見逃すことができないと思っている。

(徳島大学医学部教授 藤井節郎)

D そ の 他

1 学長・役員・委員等の異動について

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
旭川医科大学	(新設)	山田 守英
岩手大学	黒沢 誠	植村定次郎
筑波大学	(新設)	三輪 知雄
東京学芸大学	鎌田 正宣	太田 善麿
東京水産大学	富山 哲夫	佐々木忠義
京都大学	前田 敏男	岡本 道雄

(2) 副会長の交替

前田副会長の後任として岡本京都大学長が12月12日の理事会において副会長に互選された。

(3) 特別委員会委員長の交替

委員会名	旧	新
新設大学拡充特別委員会	中川善之助 (金沢大)	水戸部正男 (横浜国立大)
入試期特別委員会	加藤 六美 (東京工大)	相磯 和嘉 (千葉大)
教職員の厚生等に関する特別委員会	相磯 和嘉 (千葉大)	池田 敦好 (九州大)

(4) 専門委員の委嘱

第2常置委員会	桑島治三郎教授 (東北大)
〃	佐藤親雄教授 (東教大)
〃	猪岡武助教授 (阪教大)

2 寄贈図書

大学における学術研究体制の整備について
 大学開放講座の現状
 文部広報 第575号
 大学設置基準の改善について—答申—

以上 文部省

昭和48年度公立短期大学実態調査

全国公立短期大学協会

O. D. 問題討議資料

天文天体物理助手事務局

日本育英会年報 昭和47年度 日本育英会
 学生健康保険組合実態報告書—第16号—

山梨大学学生健康保険組合

京大広報 No. 88 (「O. D. 問題について」
 の答申) 京都大学

教育工学研究所研究報告 第1号 1973

東海大学

教育学部紀要 1973

北大教育学部

1972 国民のための大学

日教組大学部

第八回大学教員懇談会記録

大学セミナー・ハウス

教育研究所年報「No. 1~8 (3号)」

大阪教育大学

編 集 後 記

- 特別寄稿として秋田大渡辺学長から「自然史研究の発展と大学附属の博物館の役割」をお寄せいただいた。ご多忙な先生にご無理を煩わして恐縮している。今回の窓欄には京都大早石教授から人間の感情や生活を支配するメラトニンについての研究成果を、また徳島大藤井教授から癌研究についてのDNA合成分解調節因子の新しい成果をお示し願ったことは喜ばしい。さらに東京商船大茂在教授から、明治はじめの生きた資料として極めて興味ある記事を頂くことが出来て感謝する。
- 国立大学の学長事務取扱いが今度全部なくなった。昭和44年8月当時には、75大学中学長事務取扱が23大学にも上ったことを考えると、感慨なきを得ない。(C)